

# 平成 29 年 9 月定例会会議録

平成 29 年 9 月 22 日  
午前 10 時 00 分開会

## ○出席議員 (27 名)

1 番 石本絵梨菜	15 番 廣岡 芳樹
2 番 前川 奈緒	16 番 岡 由美
3 番 馬場 才	17 番 村上 順一
4 番 坂光 勇哉	18 番 池添 義春
5 番 中川 健	19 番 中林 和江
6 番 元橋 理浩	20 番 松本 順一
7 番 金子 英生	21 番 板東 敬治
8 番 森本雄一郎	22 番 北川 光昭
9 番 高見 雄介	23 番 山崎 菊雄
10 番 西田 昌美	24 番 北川 健治
11 番 太田 徹	25 番 住田 利博
12 番 井川 晃一	26 番 梶本 孝志
13 番 杉本 健太	27 番 野々下重夫
14 番 池 真一	

## ○出席説明員

市	長	北川 法夫
副 市	長	久本 歩
副 市	長	戸上 拓也
教 育	長	高須 郁夫
上下水道事業管理 理 事 兼 総 務 部 長		池 利昭
理 事 兼 環 境 部 長		田頭 真二
理 事 兼 健 康 部 長		松原 徹
理 事 兼 ま ち 政 策 部 長		川口 浩
総 合 調 整 監		市川 克美
兼 経 営 企 画 部 長		茂福 隆幸
財 務 部 長		荒木 和美
人・ふれあい部 長		田中 英年
危 機 管 理 監		長滝谷 保
総 務 部 部 長		岡本 和博
市 民 生 活 部 長		南 浩明
環 境 部 部 長		坂田さゆり
福 祉 部 部 長		中井 重典
福 祉 部 部 長		松岡 克博
福 祉 部 部 長		畑中 克仁

こ ども 部 長	杉本 達也
ま ち 政 策 部 部 長	大坪 史郎
ま ち 建 設 部 部 長	大坪 信幸
上 下 水 道 局 長	林 竜也
上 下 水 道 局 部 長	北川 雅昭
会 計 管 理 者	中村 貴次
監 査 事 務 局 長	荒谷 アヤ
学 校 教 育 部 長	荻野 裕嗣
教 育 監	有山 陽子
教 育 監	野呂 泰由
社 会 教 育 部 長	良 篤也
総 務 課 長	静 友哉

## ○議事日程

議事日程第 18 号

平成 29 年 9 月 22 日 午前 10 時 00 分開会

- 第 1 議案第 66 号 寝屋川市基金条例の一部改正 (審査報告)
- 第 2 議案第 67 号 寝屋川市税条例の一部改正 (審査報告)
- 第 3 議案第 68 号 寝屋川市手数料条例の一部改正 (審査報告)
- 第 4 議案第 69 号 寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正等 (審査報告)
- 第 5 議案第 70 号 寝屋川市立斎場条例の一部改正 (審査報告)
- 第 6 議案第 71 号 寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定 (審査報告)
- 第 7 議案第 72 号 寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例の制定 (審査報告)
- 第 8 議案第 73 号 平成 29 年度寝屋川市一般会計補正予算 (第 2 号) (審査報告)
- 第 9 議案第 74 号 平成 29 年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) (審査報告)

- 第10 議案第75号 平成29年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算(第1号)(審査報告)
- 第11 議案第76号 平成29年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(審査報告)
- 第12 議案第77号 財産の取得(審査報告)
- 第13 議案第78号 平成28年度寝屋川市水道事業利益剰余金の処分(審査報告)
- 第14 議案第79号 平成28年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分(審査報告)
- 第15 決算審査特別委員会の閉会中の継続審査
- 第16 議員提案第9号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書
- 第17 議員提案第10号 国民健康保険の保険料率の在り方に関する意見書
- 第18 議員の派遣
- 第19 議員提案第7号 寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
- 第20 議員提案第8号 寝屋川市議会議員定数条例の一部改正

---

## ○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20

---

(午前10時00分 開議)

**○議長(北川 健治君)** おはようございます。本日の市議会定例会に当たり全員御出席を賜り厚く御礼申し上げます。よって会議は成立いたしますので、ただ今から本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。会期中の諸般の報告につきましては、お手元に配付いたしております報告書のとおりであります。御了承いただきますようお願い申し上げます。

本日の会議録署名議員を定めることにいたします。署名議員2人は会議規則第80条の規定により議長において廣岡芳樹議員、岡由美議員を指名いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおり、日程第1 議案第66号 寝屋川市基金条例の一部改正から日程第20 議員提案第8号 寝屋川市議会議員定数

条例の一部改正までの20件でありますので、御了承願います。

日程第1 議案第66号 寝屋川市基金条例の一部改正から日程第14 議案第79号 平成28年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分までの14件を一括議題といたします。本14件について、委員長の審査報告を求めることにいたします。

まず、建設水道常任委員会委員長の報告を求めます。野々下委員長。

**○建設水道常任委員会委員長(野々下 重夫君)** 去る9月4日の本会議におきまして建設水道常任委員会に付託をされましたお手元の委員会審査報告書に記載の議案第73号 平成29年度寝屋川市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会所管分から議案第79号 平成28年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分までの3議案につきましては、9月6日に委員会を開催し、理事者及び関係者から詳細な説明を受け、慎重に審査をいたしました結果、いずれも異議なく原案どおり可決いたしました。

以上、建設水道常任委員会の委員長報告を終わります。

**○議長(北川 健治君)** 建設水道常任委員会委員長の報告は終わりました。

次に厚生常任委員会委員長の報告を求めます。中林委員長。

**○厚生常任委員会委員長(中林 和江君)** 去る9月4日の本会議におきまして厚生常任委員会に付託されましたお手元の委員会審査報告書に記載の議案第66号 寝屋川市基金条例の一部改正から議案第76号 平成29年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの8議案につきましては、9月5日に委員会を開催し、理事者及び関係者から詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました結果、いずれも異議なく原案どおり可決いたしました。

以上、厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

**○議長(北川 健治君)** 厚生常任委員会委員長の報告は終わりました。

次に文教常任委員会委員長の報告を求めます。村上委員長。

**○文教常任委員会委員長(村上 順一君)** 去る

9月4日の本会議におきまして文教常任委員会に付託されましたお手元の委員会審査報告書に記載の議案第73号 平成29年度寝屋川市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会所管分につきましては、9月5日に委員会を開催し、理事者及び関係者から詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました結果、異議なく原案どおり可決いたしました。

なお、賛成の討論があったことを申し添え、文教常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長(北川 健治君) 文教常任委員会委員長の報告は終わりました。

次に総務常任委員会委員長の報告を求めます。山崎委員長。

○総務常任委員会委員長(山崎 菊雄君) 去る9月4日に本会議におきまして総務常任委員会に付託されましたお手元の委員会審査報告書に記載の議案第67号 寝屋川市税条例の一部改正から議案第77号 財産の取得(災害時用備蓄品)までの5議案につきましては、9月6日に委員会を開催し、理事者及び関係者から詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました結果、いずれも異議なく原案どおり可決いたしました。

以上、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長(北川 健治君) 総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で委員長の報告は全部終了いたしました。ただ今の委員長の報告に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北川 健治君) なければ質疑を打ち切ります。討論に入ります。討論される方は、冒頭に議案第何号に対する討論かを明確にして討論してください。西田議員。

○10番(西田 昌美君) 議案第73号 平成29年度寝屋川市一般会計補正予算(第2号)について、日本共産党市会議員団を代表して、賛成の立場で意見を述べます。

今回の補正予算には、債務負担行為補正として、新たに平成30年度から啓明小学校、木田小学校、宇谷小学校の3校の学校給食調理業務委託が上程されています。これによって24小学校中15校が調理業

務委託化となります。寝屋川市小学校給食調理業務委託計画では、平成34年度までにあと3校が調理業務委託化されることとなり、直営校は、東小学校、西小学校、第五小学校、池田小学校、木屋小学校、和光小学校の6校となり、コミセンエリアに1か所となります。

寝屋川市の小学校給食は、学校現場の教職員、栄養教諭、栄養職員、市給食調理員と教育委員会が連携し、常により良いものとなるよう取り組み、おいしく、安全で、他市にも誇れる学校給食を実施してきました。特に、アレルギー対応においては、除去だけでなく、代替食の保障もされ、食物アレルギーを持つ小学生が寝屋川市に転居して来られるということもありました。これらは寝屋川市の財産とも言うべきものです。寝屋川市の財産である学校給食を守り、発展させていくためにも、今後とも6校の自校直営を堅持していただくよう求め、賛成討論いたします。

○議長(北川 健治君) ほかにありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北川 健治君) なければ討論を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第66号 寝屋川市基金条例の一部改正から議案第79号 平成28年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分までの14件を一括して採決いたします。本14件に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本14件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北川 健治君) 御異議なしと認めます。よって本14件はいずれも原案のとおり可決されました。

日程第15 決算審査特別委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

本件につきましては、決算審査特別委員会委員長から、お手元に配付しております写しのとおり、審査中の事件について、閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会委員長か

らの申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北川 健治君) 御異議なしと認め、さよう決します。

日程第16 議員提案第9号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書を議題といたします。提案者の説明を求めます。松本議員。

○20番(松本 順一君) ただ今上程になりました議員提案第9号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書につきましては、各党派代表者名をもちましての共同提案であり、不肖、私が提案理由の説明を申し上げます。本文朗読をもちまして説明に代えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議員提案第9号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書。

本市議会は、受動喫煙防止対策を進めるための健康増進法の改正を求める意見書を次のとおり提出する。

平成29年9月22日提出

寝屋川市議会議員

村 上 順 一  
北 川 光 昭  
中 林 和 江  
中 川 健  
松 本 順 一

受動喫煙防止対策を進めるための健康増進法の改正を求める意見書

厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書(たばこ白書)では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などとも因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されている。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約1万5,000人と推計している。

たばこの煙による健康被害についてこうした公表がある一方で、世界保健機関(WHO)は、日本の

受動喫煙対策を最低ランクに位置付けている。この現状を脱し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた我が国の受動喫煙防止対策の取組を国際社会に発信する必要がある。

そこで、国民の健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取組を進めるため、健康増進法の改正を強く求める。

記

一、屋内の職場・公共の場を全面禁煙とするよう求める「WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」を十分考慮し、健康増進法に罰則を盛り込む改正を行うこと。

一、各自治体の路上喫煙規制条例等との関連性を持ち、規制を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日

寝屋川市議会

(提出先)衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣、総務大臣

以上のとおりでございますので、議員の皆様方には原案のとおり御協賛いただきますことを切にお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(北川 健治君) 説明は終わりました。質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北川 健治君) なければ質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北川 健治君) 御異議なしと認め、さよう決します。討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北川 健治君) なければ討論を打ち切ります。

議員提案第9号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北川 健治君) 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議員提案第 10 号 国民健康保険の保険料率の在り方に関する意見書を議題といたします。提案者の説明を求めます。村上議員。

○17 番(村上 順一君) ただ今上程になりました議員提案第 10 号 国民健康保険の保険料率の在り方に関する意見書につきましては、各党派代表者名をもちましての共同提案であり、不肖、私が提案理由の説明を申し上げます。本文朗読をもって説明に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議員提案第 10 号 国民健康保険の保険料率の在り方に関する意見書

本市議会は、国民健康保険の保険料率の在り方に関する意見書を次のとおり提出する。

平成 29 年 9 月 22 日提出

寝屋川市議会議員

北 川 光 昭

中 林 和 江

中 川 健

松 本 順 一

村 上 順 一

国民健康保険の保険料率の在り方に関する意見書  
国が示した平成 30 年度からの国民健康保険の都道府県化に伴い、大阪府でも制度設計の検討が進められている。平成 28 年 3 月に開催された大阪府と市町村の国民健康保険広域化調整会議では、保険料率と減免基準の府内統一や、市町村の一般会計からの法定外繰入れ解消などの方向性が示された。

したがって、本市議会は、大阪府に対し、下記の事項を実施するよう求める。

記

一、大阪府が国保運営方針を定めるに当たっては、被保険者に十分配慮した制度設計とすること。

一、国に対し、国民健康保険の安定的な運営のため、十分な財政措置を検討するよう求めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提

出する。

平成 29 年 9 月 22 日

寝屋川市議会

(提出先) 大阪府知事

以上のとおりでございますので、議員の皆様方には原案どおり御協賛いただきますことを切にお願い申し上げます。提出理由の説明とさせていただきます。

○議長(北川 健治君) 説明は終わりました。質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北川 健治君) なければ質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北川 健治君) 御異議なしと認め、さよう決めます。討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北川 健治君) なければ討論を打ち切ります。

議員提案第 10 号 国民健康保険の保険料率の在り方に関する意見書を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北川 健治君) 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議員の派遣を議題といたします。本件につきましては、お手元に配付しておりますとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北川 健治君) 御異議なしと認め、さよう決めます。

次にお諮りいたします。ただ今可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北川 健治君) 御異議なしと認め、さよう決めます。

暫時休憩いたします。

(午前 10 時 20 分 休憩)

(午後 2 時 15 分 再開)

○議長(北川 健治君) 再開いたします。

日程第 19 議員提案第 7 号 寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を議題といたします。提案者の説明を求めます。森本雄一郎議員。

○8 番(森本 雄一郎君) ただ今上程になりました議員提案第 7 号 寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、私ほか、金子英生議員、池真一議員の 3 人による共同提案であり、不肖、私が提案理由の説明を申し上げます。

今回提案に名を連ねる 3 人は、上程した案件について、我々自身が議員報酬についての調査・研究・検討し、議論を重ねてきました。加えて、働き方改革という観点を踏まえた結果、削減が必要と考え、今回の提案に至りました。詳細については、質疑の中でお答えをしていきたいと考えておりますので、本改正の趣旨に御理解を賜りまして、原案に御賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきまして、朗読をもって御説明したいと申し上げます。

議員提案第 7 号 寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 22 日提出

寝屋川市議会議員

森 本 雄一郎

金 子 英 生

池 真 一

内容でございます。寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年寝屋川市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中、「74 万 5,000 円」を「45 万円」

に改め、同条第 2 号中、「70 万 5,000 円」を「45 万円」に改め、同条第 3 号中、「67 万円」を「45 万円」に改め、同条第 4 号中、「66 万 5,000 円」を「45 万円」に改め、同条第 5 号中、「66 万円」を「45 万円」に改める。

附則といたしまして、この条例は平成 29 年 10 月 1 日から施行するものとします。

次のページですけれども、最後は、改正案と現行の対照表を添付させていただいております。

以上で説明を終わります。

○議長(北川 健治君) 説明は終わりました。質疑に入ります。太田議員。

○11 番(太田 徹君) 今議会におきまして、9 月市議会定例会初日に全会派共同提案といたしまして、第三者委員会を設け、議会の定数、議会の報酬等審議をいただき、検討いただき、その結果を受けるということを決定したところであります。私たち議会として先生方に第三者委員会に検討をお願いしているという段階において、今、寝屋川市議会がこのことに対して議決をするということについては非常に大きな問題が生じるのではないかと思うわけですから、その点についてはどのように考えておられますか。

○議長(北川 健治君) 森本議員。

○8 番(森本 雄一郎君) 専門的事項に係る調査、いわゆる第三者委員会が議員報酬、定数等についての調査を行うことを妨げるものではないと考えております。現に、この後になりますけれども、大阪維新の会議員団からも議員定数条例の一部改正の上程があります。ですので、専門的事項に係る調査をしていただくことに際して、我々 3 人の議員の考えを表明し、上程させていただきました。

それと第三者委員会の設置に際しては、昨年度、山崎議員が会長を務められました諸課題等研究会で議論されてきました。その時に、他会派からの意見でありますけれども、この第三者委員会を立ち上げて調査が行われている最中でもそれに拘束されないということにもなっていました。

○議長(北川 健治君) ほかにございませんか。廣岡議員。

○15 番（廣岡 芳樹君） ただ今我が会派の森本雄一郎議員、金子英生議員、池真一議員からの共同提案ということで議案が提出されて、森本雄一郎議員から提案理由の説明がございましたので、私から、先ほど太田議員が質問をされておりますが、重複するところもありますが、若干質問をさせていただきます。我が会派の議員であります、質問をさせていただきますかと思っております。

太田議員からありましたように、去る9月4日の本会議において、議員提案第6号 専門的事項に係る調査について提案をされまして、全会一致で可決をいたしております。これまでは議員間の議論で決定をされておりました議員報酬、議員定数、政務活動費の在り方について、識見を有する大学教授4人、税制の専門家の税理士1人の5人によって調査がいよいよ開始されるわけです。大阪府内の議会の中でも優れた議会改革の取組と私は評価をいたしております。また、この議案の提出については、昨年の諸課題等研究会での議論を経て、幹事長会でも議論した上の議員提案と理解いたします。今、森本議員から諸課題等研究会での付帯意見みたいなところがありました、それも踏まえてのことでございます。

このような経過があるのに、なぜこの時期、調査項目の一つである議員報酬の削減条例を提案するのか。答えはあったと思っておりますが、再度その理由をお伺いいたします。

また、既に5人の大学教授等委員についても就任を依頼し、議決までしております。このような状況になって私は本当に一市議会議員として誠に恥ずかしく思っております。今後の議会の在り方について関わる議決議案に対して、その内容を覆すがごとき行為等を行うことは、寝屋川市議会として全くもって恥ずかしいことであると考えます。これは飽くまで私の意見でございます。寝屋川市議会の信用失墜、ひいては平成31年4月から中核市を目指す寝屋川市の信用問題と考えていますが、このことも併せて見解をお伺いいたしたいと思っております。

○議長（北川 健治君） 森本議員

○8 番（森本 雄一郎君） 先ほども申し上げましたけれども、専門的事項に係る調査、いわゆる第

三者委員会が議員報酬、定数等について調査を行うことを妨げるものではないと考えております。また、この後大阪維新の会議員団からも議員定数条例の一部改正の上程があります。ですので、専門的事項に係る調査をしていただくことに際して、我々3人の議員の考えを表明し、上程させていただきました。

それと先ほどの太田議員の質問に答えられていない部分もあったかと思いますが、併せてお答えいたします。第三者委員会の結論をもってそこで報酬と定数が完全に決定されたり、そういうものではないと捉えております。飽くまでも調査・研究するための指標として出てくるものだと認識しております。それをもってそれぞれの議員が様々にお考えになるものだと考えております。我々といたしましては、現時点において45万円を一定の考えとしてまとめることができましたので、御提案、上程させていただいた次第であります。

○議長（北川 健治君） 廣岡議員。

○15 番（廣岡 芳樹君） 私としては、何遍も申しますが、市の市議会の信用に関わると思っております。幾らそういう諸課題等研究会の議論を妨げるものではないという意見があったにしろ、よくよく考えるべきであったのではないかと思います。次の議案のことも森本議員から言われておりますが、両方でございます。両方とももう少しこの状況をよく考えていただきたかったと思っております。

この議員提案は御存じのように私と同じ会派、新風ねやがわ議員団に所属している3人の議員が提案者となっております。3人は政党としては自由民主党に所属されておりますが、この提案については自由民主党寝屋川支部総意の提案と理解をしてよろしいのか。あるいはそうでないのか。その辺のところの事情説明をお願いいたします。

○議長（北川 健治君） 森本議員。

○8 番（森本 雄一郎君） 自由民主党寝屋川支部ではありません。自由民主党寝屋川市議会議員の総意となっております。

○議長（北川 健治君） 廣岡議員。

○15 番（廣岡 芳樹君） それでは支部等は特段関係がないということによろしいのでしょうか。

○議長（北川 健治君） 森本議員。

○8 番（森本 雄一郎君） はい、そのとおりで  
ございます。

○議長（北川 健治君） 廣岡議員。

○15 番（廣岡 芳樹君） 実は、覚えておられる  
かも分かりませんが、平成 26 年 9 月に当時の市役所  
を「民・営・化」する会議員団から議員の定数削減  
が出て、ここで真摯に議論をさせていただきました。  
また、その後、平成 27 年 4 月に執行されました統一  
地方選挙における選挙公報を今回再確認してみた  
ところでございます。現議員の中でも報酬の 3 割カッ  
ト及び報酬削減を公報に大きく掲げている議員が 4  
人おられます。議員報酬の 3 割削減をそういう公報  
に掲げて当選をされたのならば、平成 27 年 5 月分の  
報酬から 3 割分を法務局等への供託若しくは公職選  
挙法に抵触しない方法での寄附等を行いつつ、報酬  
削減条例を議員提案してしかるべきであるかと私は  
考えておりますが、実際に供託等をされて実行され  
ているかについては、私は確認できていません。で  
も、今回報酬削減条例の議員提案は、今期で今回が  
最初でございます。有権者においては、議員報酬の  
3 割削減等を公報に出された議員等に一度その行動  
について確かめられたらいかかなと思っています。

そこでお伺いするのですが、提案議員については、  
否決されると思って出していないけども、否決され  
た場合は、引下げ相当額について供託等の意思はあ  
るのでしょうか。また、賛同された議員についても  
同様と考えています。

余談ですが、そのためにも採決がある場合につい  
ては、記名投票又は起立、挙手等による表決が望ま  
しいと考えています。先ほどの議会運営委員会でも  
その辺のところは議論になっておりますが、このこ  
とについて提案者はどのように考えておられますか。

○議長（北川 健治君） 森本議員。

○8 番（森本 雄一郎君） 今現在、賛成される  
という考えから、否決となった場合は考えてはおり  
ませんけれども、一般的に供託についての考えです  
けれども、一般的に供託は時効の制約がありますの  
で、供託と同様の手法をもって我々提案者 3 人は対  
応していきたいと考えております。

そして最後の御質問ですけれども、私も当然これ  
は記名投票が望ましい、あるべきだと思っております。  
あるいは起立採決など、はっきりと誰が賛成し  
たか、誰が反対したか、非常に重要な案件ですので、  
それが分かるような方法にすべきと思います。

○議長（北川 健治君） 廣岡議員。

○15 番（廣岡 芳樹君） それでは提案の 45 万  
円、これは議長から一般の議員まで全て 45 万円にし  
ようという提案でございますが、一部述べられたか  
と思いますけど、算定根拠について詳しくお答えを  
願いたいと思います。

○議長（北川 健治君） 森本議員。

○8 番（森本 雄一郎君） 45 万円という月額報  
酬の根拠ですけれども、これは大阪府内最低月額報  
酬の泉南市を基準にしております。泉南市は、本市  
が属する同じ大阪府で、そして同じ基礎自治体の市  
であり、そこでこの報酬で議員として活動している  
わけなので、同等なことが可能だと考えております。  
一定範囲で同じ規模でくくられる基礎自治体の市  
の中で、同じ大阪府であるならばさほど変わらない物  
価であり、これを基準の一つと考えております。

また、人口が 20 万人を超える市と比較した場合  
でも、例えば神奈川県でありましたら茅ヶ崎市、厚木  
市、大和市、埼玉県でありましたら春日部市、熊谷  
市などの議員も月額約 45 万円であることも勘案を  
しております。

そして議長、議員とも 45 万円、同じ同等額だとい  
う御質問ですけれども、これは報酬という金額は、  
議長、議員とも仕事の対価給付と考えております。  
議長、議員の職能が異なる部分はありますけれども、  
議員自身が真摯に、議会その他議員としての仕事に  
取り組むことの質・量に変わりはありません。よっ  
て同一と考えております。

○議長（北川 健治君） 廣岡議員。

○15 番（廣岡 芳樹君） 考え方は分かりました。  
この辺の報酬等については、今回第三者委員会に委  
員としてお願いをいたしております龍谷大学の土山  
希美枝先生は、議員の専門性と報酬、あるいはこれ  
は京都市議会ですけれども、議員活動と報酬について  
議員のヒアリングを行って調査を進めておられます。



対価給付ということですが、泉南市と比較して、泉南市の経済圏は和歌山でございます。ちょっと我々の寝屋川市とは経済圏が違うのかなと思います。そういうところに根拠を置いて45万円とされたということは今お聞かせ願いました。

御承知のように我々議員の報酬には市の職員のように扶養手当、通勤手当等の各種手当や医療保険や年金等の社会保障制度も市職員ほどに充実したものはなっておりません。特に子育て中の議員にとっては大変大きな問題であるかなと考えております。このことについて議員活動が低下することになりかねないとも考えてますが、その辺のところの見解はどうでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（北川 健治君） 森本議員。

○8 番（森本 雄一郎君） 議員活動が低下するおそれがあるのではないかとということですが、確かに議員おっしゃる部分はあるかと思えます。議員活動の低下あるいは質の低下といったものは懸念するもので、少しは我々も持っております。ですが、我々この議員の報酬というものを考えた場合に、やはりこの報酬というのは仕事に対する対価の給付であると考えております。その結果から先ほど申し上げました45万円という一定の報酬月額を提案させていただいています。

○議長（北川 健治君） 廣岡議員。

○15 番（廣岡 芳樹君） 仕事に対する対価の給付、これは私もそう思ってます。どれだけ議員の仕事をしているか、それによって報酬は諮られるべきと。そういう観点からも第三者委員会では是非そういうのをお願いしたいと思っております。

私は議員報酬のみで生活をさせていただいている。だからこそ精一杯議員の仕事に打ち込ませていただいております。これから66万円が45万円になる。額面で21万円下がる。ボーナスもかなり下がりますが、生活に若干の不安を感じる方は兼職をしなければならぬ事態ができてくるのではないかと思います。その分また議員の仕事に影響があるのではないかと。先ほどの質問と重なるところですが、その辺の兼職と議員の仕事の低下というところではどのようにお考えでしょうか。

○議長（北川 健治君） 森本議員。

○8 番（森本 雄一郎君） 廣岡議員の議会人としての仕事ぶりとその成果はすぶる感心するものがあり、私も模範とするところであります。ですが、先ほど申し上げましたとおり、議員の報酬というのは仕事に対する対価給付、それで我々一定の額を考えたということでもあります。

それと今回、我々が提案している根拠と言いますが、昨今叫ばれています働き方改革の提言の一つでもあります。非常勤特別職とされる市議会議員の働き方改革については、既に第28次地方制度調査会の答申においても提言されています。勤務量の反対給付、任務遂行に対する対価としての報酬が支給されるという考えとも照らし合わせ、市議会議員の非常勤の在り方と市議会議員の働き方について考えたものから導き出されたものであります。

○議長（北川 健治君） 廣岡議員。

○15 番（廣岡 芳樹君） 森本議員等の言われることも分かるのですが、先ほど御紹介した土山先生は、議員の専門性と報酬制度はもう議会事務局から回していただいた先生の論文の中にあるのですが、議員報酬は単に役務の対価としてではなく、議員である士気感、その生計が成り立つことを保障する生活給の意味も持つ歳費ないしは給与として支払われるべきものである。そういう側面も持っているということは否めない事実かなと思います。精一杯その中でこの条例が可決されれば、おのずと45万円一律になるわけです。その中でどれだけ議員活動ができるのか。子育てしている議員あるいはいろんな事情を抱えている議員にとって本当に大きな課題となつてこないのかどうかというところは關心のあるところですが、それを一遍思考してみてもいいのかなということも考えてます。

ただ、市議会の信用失墜、ひいては中核市を目指す市の信用失墜にとっては大きな打撃になってくるかなと思いつつ、そういうことも考えております。第三者委員会で、厳しい先生ばかりです。そういう中で議論も並行しながら、答申があった時に一遍そこで再議論も可能と考えている次第でございます。

最後に、施行日が平成29年10月1日になってい

る。ちょっと性急と思います。動議等もいろいろと考えたのですが、ちょっと間に合わなかったのですが、10月1日は性急でないかなと思います。提案者はどう思いますか。

○議長（北川 健治君） 森本議員。

○8番（森本 雄一郎君） 10月1日が性急すぎるということですが、今回我々がこの議員報酬の削減案を提案させていただきました。これはさんざん根拠等々御説明、お答えしてきています。そういう中で10月1日にしたということは、できる限り早い時期から実施することにより、結果的に削減ができた効果額をもって、より一層の住民福祉の向上に資することができる。なるべく早くしたい。そういった思いから設定をさせていただきました。

○議長（北川 健治君） 廣岡議員。

○15番（廣岡 芳樹君） 性急にしたいというのは分かります。私も昔、行政で国民健康保険やっておって、口座から引き落としで保険料を頂いていたことがあるのですが、その人たちにとって、もしも間違っただけで引き落としした時に一番気にしたのが、ローン等の引き落としができなくてその人たちがブラックリストに載ってしまうということを一番気にしていました。議員についてはそういうことはないと思いますけど、ただ、いろんな生活事情があると思います。そういうどの方がどんなローンを抱えておられて引き落としされているかは全く知りませんが、それぞれの議員にとっていろんな生活の環境があると思います。そこで今9月22日で10月1日から45万円にしますと。もう今、上程されてしまっていますので、修正の動議も出してませんので、可決されれば10月1日から、10月分から45万円になるわけで、その辺はもうちょっと配慮が必要だったかなということをおっしゃって、質疑を終わります。

○議長（北川 健治君） ほかにありませんか。村上議員。

○17番（村上 順一君） 報酬削減の議論に関しては、市議会において十分議論はされてきてないという認識を我が会派は持っております。なぜ今、提案されるのか。そこを提案者にお聞きします。

○議長（北川 健治君） 森本議員。

○8番（森本 雄一郎君） 繰り返しのお答えになりますけれども、専門的事項に係る調査、議論もされていないということですが、もちろん第三者委員会が報酬とか定数について調査を行うことを妨げるものではないと考えておりますし、我々は、この提出者3名、しっかりと我々の中でありますが、もちろん市民の声も聞きながら、報酬のあるべき額というものを調査・研究して、また検討もしてきました。その上で今回のこの機に提案させていただいた次第であります。

○議長（北川 健治君） 村上議員。

○17番（村上 順一君） 第三者委員会のことを今もおっしゃられました。先ほどもその審議を妨げるものではないとおっしゃってました。そう捉えるならば、第三者委員会での答申はどう受け止められるのかお聞かせください。

○議長（北川 健治君） 森本議員。

○8番（森本 雄一郎君） 第三者委員会の答申はもちろん専門家が調査・研究したものであります。我々としても信用の高いものだと思います。ですが、飽くまでも調査・研究するための指標として出てくるものだと認識しております。先ほども申し上げましたが、それをもってそれぞれの議員が様々にお考えになるものと考えております。

○議長（北川 健治君） 村上議員。

○17番（村上 順一君） 議長の諮問機関である第三者委員会の答申が飽くまで指標で終わるのなら、第三者委員会の意味がなくなってしまう。

先ほど森本議員、議員の仕事の質の低下に懸念があるということをおっしゃられました。そこに関して報酬の45万円というところで質問させていただきたいです。大阪府内で一番低い泉南市をモデルに今回この金額を出したということも先ほど言われておりました。地域によっては物価指数、それぞれ違うと思いますが、そういったところはそれをそのまま寝屋川市でこの金額を当てはめるということに関してはどうお考えでしょうか。

○議長（北川 健治君） 森本議員。

○8番（森本 雄一郎君） 地域によって物価指数が違うということですが、初めに私も説明し

ました。同じ大阪府、そして同じ基礎自治体の市の中でひとつ検討したということと、関東の神奈川県茅ヶ崎市と厚木市等々、また埼玉県各市も申し上げます。物価というのももちろん生活する社会という意味では考えなければならぬと私たちも思っていますけれども、先ほども申し上げます、これは生活給とは我々は考えておりません。仕事に対する対価給付、このように考えております。

それと反問権はないですけれども、第三者委員会の答申があれば、それは尊重されるお考えなのかと私は今感じました。これは私が今発言された方にそのように感じました。

○議長（北川 健治君） 村上議員。

○17 番（村上 順一君） 今回 45 万円という報酬額の改定ですが、例えば提案者の中で可処分所得は幾らぐらいか計算されたことありますか。

○議長（北川 健治君） 森本議員。

○8 番（森本 雄一郎君） 先ほど来、申し上げますけれども、生活給ではなくて仕事に対する対価の給付ということと泉南市が 45 万円。そして先ほど申し上げます関東の市においてもほぼ 45 万円であると。本市の場合でありますけれども、年収ベースにすると約 770 万円になります。これは全国の市議会の年収の平均額とほぼ同等な額になっております。こういった意味からもまずは額というもの、仕事に対する額というものを考えております。

○議長（北川 健治君） 村上議員。

○17 番（村上 順一君） 先ほど来、国の働き方改革のことをおっしゃられております。今回の報酬額の提案に関連性があればお聞かせください。

○議長（北川 健治君） 池議員。

○14 番（池 真一君） ただ今の御質問に私のほうから御説明申し上げたいと思います。今、働き方改革ということでお話がありました。今回我々がこの 45 万円を出そうとしたその本意でございますけれども、今、国で働き方改革の実行計画等が策定をされまして、そしてその中で、今後様々な働き方に対する改革等が行われてくると考えております。柔軟な働き方がしやすい環境整備であったり、そして例えばテレワークの導入であったり、そして今まで

にはなかった、やもすれば一民間企業であれば技術や情報の流出というものが考えられる中で、副業、兼業というものは認められてこなかった。そういったところにも国が大きく施策を転換して、そして原則、副業、兼業を認める方向で普及促進をしていく。

これにつきましては村上議員の所属の公明党さんでも国において様々と議論をされていると思います。

私たちはその中において、市議会議員という立場において、これは国内において数万人、2 万人とも 3 万人とも言われておりますけれども、兼業されている方、そして専業でやられている方もいらっしゃると思います。その中で少しでも社会のために役に立てる。そういった場面も様々に今後出てくると思います。議員活動をしながら介護のために自らの能力を発揮して寝屋川市のために活躍をする。そんな議員もいらっしゃると思います。45 万円で専業としてやっていかれる方もいらっしゃると思います。けれども、我々は一議員として、政治家として、この世の中が今変わるタイミングにおいて、しっかりとその流れに沿っていく必要があるのではないかなというのが、まずもって大きな理由の一つでございます。

そしてもう 1 点は、先ほど森本議員からありましたとおり、第 28 次地方制度調査会、そして及び第 29 次地方制度調査会においても、我々の仕事というのは、議会の活動に対するものであって、そして議員の活動ではないという形でこれまで多くの議論の中で、けれども、この地方制度調査会の中でも議員の位置付け、在り方、そして職責や職務を法制化していこうという、そういった流れの中にあります。今回我々が 45 万円と提起をさせていただいておりますのは、地方自治法の平成 20 年度の、そして 23 年度にわたる改正の中でもうたわれているとおり、議員の報酬というくくりが一つできて、そしてその後、今後は議員の歳費にも向かっていく中で、議論の中の一つの指標になると思っておりますので、我々の議会活動としては 45 万円、その後には歳費として考えられる。そんな議論がこれから進むのではないかなと思って提案をさせていただいております。

○議長（北川 健治君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北川 健治君） なければ質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北川 健治君） 御異議なしと認め、さよう決します。討論に入ります。山崎議員。

○23 番（山崎 菊雄君） 新風ぬやがわ議員団の山崎菊雄でございます。私は提案者3名と同じ会派ではありますが、先ほど上程されました議員提案第7号 寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

私の反対の理由は、そもそもこの議員提案の内容は、本9月定例会の第1日目の9月4日の本会議に議員提案第6号として各会派の代表者6名をもって提案され、全会一致で可決された専門的事項に係る調査の趣旨と大きく矛盾するものであるからです。

すなわち、私どもが先に全会一致で可決した専門的事項に係る調査の内容は、(1) 議員報酬及び議員期末手当に関すること。(2) 議員の定数に関すること。

(3) 政務活動費に関すること。この3項目について、立命館大学法学部教授の駒林良則先生を始め、専門的知識を有する5名の学識経験者の皆さんに、第三者的立場から調査していただくものです。しかし、先ほど議員提案された条例案では、本来、これから第三者委員会として調査をしていただく内容について、第三者委員会の調査結果を待たずに先に議会としての意思を明らかにしようとするものであります。これは正しく議会としての自己矛盾だと言わざるを得ません。また、既に調査をお願いし、快く引き受けていただいた第三者委員会の先生方に対しても非常に失礼な話だと私は思います。

私は、これから中核市を目指す寝屋川市の議会として、良識ある議会であるためにも、先ほど上程された議員提案に対して、その内容のいかに問わず、断固反対であると申し上げて、反対の討論といたします。

○議長（北川 健治君） ほかにありませんか。森本議員。

○8 番（森本 雄一郎君） 議員提案第7号 寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

今議会の冒頭で、専門的事項に係る調査、第三者委員会が全会派一致で可決されました。その中で、大阪維新の会議員団から議員定数削減条例案が提出されました。第三者委員会の結論を待つものだと思っておりましたが、そうではなかった。ゆえに、我々もこれまでに検討してきた議員報酬について、一部改正の条例案を上程する運びになりました。

議員報酬月額 45 万円、年収ベースにして約 770 万円が妥当である。我々がこのように考える主な理由は、まず大阪府内で同じ基礎自治体の市である泉南市が議員報酬 45 万円を実施していること。次に人口 20 万人を超える市で比較した場合でも、神奈川県茅ヶ崎市、厚木市、大和市、小田原市、埼玉県春日部市、熊谷市、草加市などの議員も月額報酬およそ 45 万円であること。次に全国平均の年間の議員報酬約 758 万円と同等なこと。これは総務省地方公務員給与の実態特別職関係調べ、平成 28 年 4 月の調査結果であります。これらから導き出されたものです。

また、今回我々が上程した内容の根拠は、先ほども申し上げましたけれども、働き方改革への提言の一つでもあります。非常勤特別職とされる市議会議員の働き方改革については、既に第 28 次地方制度調査会の答申においても提言されています。勤務量の反対給付、任務遂行に対する対価としての報酬が支給されるという考えとも照らし合わせ、市議会議員の非常勤の在り方と、市議会議員の働き方について考えたものから導き出されたものです。

日本の未来社会は人口減少、少子高齢化社会です。そして生産年齢人口が急激に減り、労働者の負担増の社会になります。この課題の対策はどのようにすればよいのか。高齢化が進展し、労働力が減少する社会では、労働者 1 人当たりの扶養高齢者の数が大きくなります。だからといって高齢者に対する年金を維持しながら労働者の負担を軽くするために安易な収入アップの政策を取るとインフレーションを招くこととなります。結局インフレーションを回避し

つつ、高齢者扶養に耐えていくには、生産性を向上するしか方法はありません。

以上のことから議員報酬は生活給ではなく、飽くまでも勤務に対する対価と考え、そして可能な方は議員も生業を持ち、生産性の向上に寄与する。このように考えております。まだお決めになられていない議員の皆様には、是非とも賛成の立場を取っていただきたいと心から思います。

○議長（北川 健治君） ほかにありませんか。村上議員。

○17番（村上 順一君） 公明党市会議員団を代表して、反対の立場で討論させていただきます。

まず、私どもの考え方を申し上げますと、報酬の在り方について一切議論しないとか、内容にかかわらず引下げに反対であるなどということでは全くありません。現在、特別職の報酬審議会が開催されており、従来は議員の報酬についても連動する形で審議会の答申を受けておりましたが、今回は議員報酬については議長の諮問機関である第三者委員会に付託することで、議会独自の判断を行うことが適当であるとの判断のもと、現在、第1回目の開催に向け準備が進められているところであります。こうした状況に鑑み、飽くまで第三者委員会での協議結果を待ち、そこから議論を開始することが妥当と考えます。更に、今回の提案内容はこれまでに議論されたことがなく、唐突な印象を受ける内容となっており、賛成することはできません。

以上、反対の討論といたします。

○議長（北川 健治君） ほかにありませんか。中林議員。

○19番（中林 和江君） 日本共産党議員団を代表して、議員提案第7号 寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

今回議員提案されている議員報酬並びに議員定数については、今議会において専門家による第三者委員会の設置を全会派で決めたところであり、したがって、第三者委員会の意見が出された後に議会で改めて協議するということが私たちの基本的な立場であります。しかし、既に本日、議案として

両方の条例案が上程されております。

私たちは議会と議員の役割である多様な市民の声を把握して市政に反映させること。また、市民の暮らしを守る立場で行政をチェックするという二つの役割をしっかりと果たすためには、それに見合う議員定数が必要だと考えています。また、本市においては中核市への移行によって行政の役割が大きくなることにより、議会と議員の役割も更に重要になると考えます。したがって、これ以上の議員定数の削減には反対であります。その立場から、議員定数の削減に対する対案として、今回の議員報酬の改定については賛成することを表明いたします。

なお、市議会で採決をする、議案への賛否を明らかにすることは、市民から選ばれた市議会議員として当然の責任だと考えます。したがって、起立採決や記名投票が基本であることを申し上げておきます。

○議長（北川 健治君） ほかにありませんか。廣岡議員。

○15番（廣岡 芳樹君） 議員提案第7号 寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、先ほどの質疑を踏まえて賛成の立場で討論を行います。

まず、この提案が本会派の議員からの提案であることを踏まえ、本討論については私の個人の見解であることを御了承願いたいと思います。

議員報酬については、十分な議員活動を保障し、ひいてはその恩恵は市民福祉の向上として市民の皆様還元されるべきものと考えております。しかしながら、質疑でもあったように、関東地域等の同規模団体の行政視察時に、当団体からいただく当該団体の議会状況を拝見しますと、おしなべて本市議会議員報酬よりもかなり低額であることも事実であります。

私は質疑でも申し上げましたが、この提案で最も気掛かりなのは、いわゆる第三者委員会との整合、そして寝屋川市議会の信用の失墜及び中核市を目指す寝屋川市の信用失墜並びに子育て中等の議員の生活維持の困難化であり、ひいては議員活動の低下につながっていくことではなからうかと思っております。しかしながら、この議員報酬議論に当たっては、

質疑における答弁にもあったように、働き方改革の考え方も是としたいと考えました。また、議員報酬の3割削減については、提案者だけでなく、選挙の公報に掲げている議員もおられることから、ここで一度議員報酬を大阪府で最も低い額に設定し、その中で議員活動の低下がないかどうかを検証するとともに、第三者委員会の委員による検証結果との比較を行い、その上で再度議論をしてみたらよいのではないかという結論に至りました。また、議員報酬はしっかりと議員活動をしている議員が受け取るべき報酬であります。

先ほどの質疑の中でも第三者委員会の委員である土山希美枝・龍谷大学政策学部教授の論文を紹介させていただきました。御自身の論文では、自治体議員定数と報酬の適正水準を考察するという論文でございますが、そこにおいて議員の専門性と報酬制度、これは京都市の市議会を基準に調査しておられるわけですが、京都市議会における議員活動と報酬についてのヒアリング、ここが私は大事かなと思っております。等の内容は大変に参考になりました。そういった側面についての調査も第三者委員会に期待しつつ、本提案について賛成といたしたいと思っております。

なお、以前から同様の主張をしておられる議員もおられることから、各議員の意思が明確になるよう、採決については記名投票又は起立、挙手による表決により行われるべきものと考えております。

以上、賛成討論といたします。

○議長（北川 健治君） ほかにありませんか。  
松本議員。

○20番（松本 順一君） 議員提案第7号 寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に対しまして、先ほどの質疑をるる聞かせていただきまして、賛成しがたいという思いを持ちまして、反対の討論をさせていただきたいと思っております。

本改正案は、1点目は、議員報酬額を現行66万円を45万円に。そして2点目は、議長、副議長、常任委員会委員長、副委員長の報酬を議員報酬額と同額にするということ。そして実施時期は10月1日というものであります。我々市議会議員は、みんなのま

ち基本条例にも記されているように、二元代表制の下、市民の代表として施策の決定や市政の監視・牽制、また条例の制定や改廃、並びに予算、決算の決定や認定の決議を行っております。それらの役割、責務遂行のために、様々な市民からの意見や寝屋川市の状況について調査し、自己研鑽（けんさん）に努めながら活動しております。

そもそも報酬とは、先ほど質疑の中でもありましたけれども対価であります。議員としての役割や責務の遂行、また日常の議員活動に対しての対価であります。今回出されました66万円ということから45万円、45万円の活動しか我々はしていないのだろうかということをし少し質疑の中で感じました。その対価として血税から頂いているものと考えておりますけれども、報酬額について、市民の思いは本当に様々あると認識をしています。しかしながら、市民から信託を受けた議員が、それにふさわしい活動をしているのかが問われるものであり、役割、責務遂行や公約実現のための諸活動は、それぞれの議員が会派や政党、また自己判断を含め活動を行っている状況にあります。また、ふさわしい水準と理解していただく市民の厳しい評価と信頼もこの場合、必要と考えております。

その議員活動の財源として、報酬とは別に政務活動費があります。この費用については、使途基準を細部にわたり明確化し、厳格な運用をしていますけれども、議会費削減を目的に、従前は月額8万円であったものを現在4万5,000円に削減してきました。使途項目によっては報酬等から補填をしなければならない場合もあります。当然のことながら議会活動の広がりや連動して活動費が必要になることは言うまでもありません。

更に、各議員の生活スタイルもまちまちで、現在の議員の年齢構成は、私が確認すると29歳から68歳まで、家族構成もまちまち、更には議員報酬のほかに収入がある議員とそうでない議員が存在していることなどから、この大幅な報酬引下げは議員活動を精力的に進めていく上において影響が出ないとは言えません。議員の今後や将来にわたる活動、生活設計そのものにも影響があるものと危惧するもので

あります。加えて、職員給与等にも影響が出る可能性もあり、慎重な判断が必要と考えております。

一方、役職に関係なく報酬を一律にすることについては、議会を代表する立場と、常任委員会の統制と委員会の進行などの重責を担っていただいていることから、それに見合った対価として報酬は支払われるものと考えます。

とはいえ、本議会の議員報酬額は大阪府や類似団体との比較においても水準は高いという認識はしております。今後の水準については、削減を含めた議論を進めていかなければならないものと考えております。

このような様々な背景がある中、今期に入り2年間に及ぶ寝屋川市議会諸課題等研究会で、新風ねやがわ議員団から提案のあった第三者委員会設置についての研究が進み、今定例会初日に各会派代表者名で専門的事項に係る調査を決定し、5名の有識者による調査を進めていただくことになったことは、誠に意義あることと考えております。第三者による調査項目には議員報酬に関する調査が盛り込まれており、また、現在、本市では中核市を目指して協議されている中、ふさわしい水準等について示唆いただけるものと考えております。したがって、第三者委員会での調査結果を見定めながら、改めて報酬額について議会として判断、決定していくことが望ましいことを強く申し上げ、また、各議員の皆さん方の賛同をいただきたいことを申し上げまして、私からの討論といたします。

○議長（北川 健治君） ほかにありませんか。  
井川議員。

○12番（井川 晃一君） 議員提案第7号 寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正案につき、賛成の立場で討論をいたします。

本9月定例会初日に、議員提案第6号 専門的事項に係る調査が上程され、全会一致で原案可決となりました直後の議員提案であり、当初、私自身も驚きを禁じ得なかったというのが率直な感想であります。しかし、現に議案提出があった以上は、これに真摯に向き合い、その内容を吟味する必要があると

考え、提案説明を拝聴させていただきました。

昨今、政府が推し進める働き方改革にも通ずる内容があり、以下、私なりの検討を行う中で賛意をお示しするに至ったものです。

働き方改革においては、ワーク・ライフ・バランスの確保、ワークシェアなど多様な働き方を推奨するものですが、高度プロフェッショナル職の給与体系の見直し等も含め、1人当たり人件費の抑制につながる側の側面も否めず、労働者への経済的負担を強いる場面も多分に予想されます。そのような政治情勢下において、非常勤の特別地方公務員である私たちが在り方を問われる際に、率先してこれに順応できることは、今後、政治に携わる者の必須要件であると考えております。

私自身、本議案に対し身を切る改革であるとの認識をいたしておりません。より発展的、よりポジティブな意味合いにおいて本議案を捉えております。議会人としての職責のはんちゅうを超え、広く経済社会に通じるスキルを個々人が有することは、より議会人としての幅や奥行きを増すことであります。思えば、これまでも議案に対する質疑や本会議場、委員会における個人質問に際しては、行政機関、行政施策に関する知識、見識のみならず、広く経済社会も含めたあらゆる視点、バックグラウンドから端を発する質疑を行ってきたところであり、その意味では、公務、ビジネスを問わず、365日いかにかして過ごしても議員と言え、そのスキル向上を図る上では、公務や座学による関連知識の習得のみならず、あらゆる社会のフィールドで議会活動以外の経済活動に従事することは、議場における議論の質を向上させる上でも有意義であると考えております。

現在の私自身にも当てはまることですが、加入する社会保険がないものの、他方、所得税法上、給与所得として取り扱われる報酬額45万円という水準は、家族を養い、3号被保険者にならない配偶者も含めた2人分の基礎年金プラス2階部分以上の年金を支弁し、かつ4年に一度の選挙に備えるには厳しい数値であると理解いたしております。しかし換言すると、専門議員として活動するに際しても生活ができないまでの水準の報酬額ではなく、専門、兼業

の選択は個々の判断に委ねることが可能である。実に周到に検証された水準と評価をいたしております。

地方自治法第204条によりますと、常勤の職員には労務への対価とともに、生活給の要素を含む給料を支給しなければならないとあります。他方、非常勤の特別職公務員と解されている地方議会議員は、地方自治法第203条第1項に基づき、報酬を支給しなければならないとされています。地方議会議員は非常勤職員に対しての給付、すなわち生活給ではなく、勤務量の反対給付、任務の遂行に対する対価としての報酬が支給されるということです。また、民法上でも報酬という位置付けがあり、例えば議員本人に被差押え事案がある時、議員報酬は給与でないという側面から全額が差押えの対象になるということからもその性質を理解することができます。

過年度の市議会議員選挙に際し、公報やチラシにおいて報酬削減を挙げられた皆さんにおかれましては、私が賛意をお示ししたその背景、目的とは異なるけれども、本議案によって得られる答え、成果に相違はないことから、当然に御賛同いただけるものと信じております。後に議員定数に関する議案の採決も予定されており、私自身、あらかじめ賛意をお示しすることをこの場で申し述べた上で、次のことを申し上げます。

議会費削減を提案理由として議員定数に関する議案を掲げられるならば、27名各人の報酬3割減と定数3名減で前者、つまり本議案に賛同されることの方がその目的にかなうことは明白であります。どちらかを優先しなければならない事情があるならば、本議案を優先すべきと考えます。なお、私は議会費削減の観点から本議案に賛意をお示しするものではなく、飽くまで議会人の新しい在り方に賛意をお示しているところであります。

既に会派単位、所属政党単位、私を含めた個々人で賛意を示されている皆様の票数をカウントしてみますと、自民党系4人、廣岡議員、共産党5人、私、ここまでのところで11名となります。先に申し上げた公約された皆さんの賛意がプラスをされることによりまして本議案は可決となります。反対される理由はないものと思料いたします。

以上、議会人の新しい在り方を提唱する本議案の趣旨に賛同し、賛成の討論といたします。

○議長（北川 健治君） ほかにありませんか。池議員。

○14番（池 真一君） 議員提案第7号 寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

ただ今様々に討論が行われました。先ほど井川議員が言われましたとおり、我々提案者、そして自民党を含めて4名、共産党議員団の5名、井川議員の1名、そして廣岡議員の1名、そして既に大阪維新の会議員団には、この条例を提案した後に共同提案の申し入れを行わせていただいております。この公表については中川幹事長より公表の許可を得ておりますので、議場にて発表させていただきます。我々の共同提案の申入書におきまして、大阪維新の会議員団中川幹事長からの御返答というものは、この議案に対して趣旨には賛同するが、共同提案はできないとのことでした。これは様々な立場等があるとは思いますが、賛意を表していただき、そして共同提案ができないという形でいただきました。この数字を合わせますと15名となりますので、現時点において可決される見込みであることと、そして更に反対の討論をされた方々には、この我々の働き方改革、そして新たな市議会の議員の在り方、そういったものに御賛同いただきますよう切にお願いを申し上げます。

○議長（北川 健治君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北川 健治君） なければ討論を打ち切ります。

これから議員提案第7号 寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を採決いたします。この採決は、太田徹議員ほか4人から記名投票にされたいとの要求と、松本順一議員ほか2人から無記名投票にされたいとの要求が同時にあります。したがって、いずれの方法によるかを、会議規則第70条第2項の規定により無記名投票で採決いたします。議場の閉鎖を命じます。



(議場閉鎖)

○議長(北川 健治君) ただ今の出席議員は議長を除き 26 人です。投票用紙を配付させますので、無記名投票に賛成とする方は賛成と、反対とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

(投票用紙配付)

○議長(北川 健治君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北川 健治君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を確認させます。

(投票箱点検)

○議長(北川 健治君) 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 72 条第 2 項の規定により否とみなします。それでは点呼を命じます。

(投票)

○議長(北川 健治君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北川 健治君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(北川 健治君) 開票を行います。会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に太田徹議員、杉本健太議員、廣岡芳樹議員の 3 人を指名いたします。よって立会人の立会いを願います。

(開票)

○議長(北川 健治君) 投票の結果を報告いたします。投票総数 26 票、これは議長を除く先ほどの出席議員数に符合いたします。そのうち賛成 15 票、反対 11 票、以上のおおりの賛成が多数であります。よって議員提案第 7 号 寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、無記名投票で採決することに決しました。これより議員提案第 7 号 寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(北川 健治君) ただ今の出席議員は議長を除き 26 人です。投票用紙を配付させますので、本件を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

(投票用紙配付)

○議長(北川 健治君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北川 健治君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を確認させます。

(投票箱点検)

○議長(北川 健治君) 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 72 条第 2 項の規定により否とみなします。それでは点呼を命じます。

(投票)

○議長(北川 健治君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北川 健治君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(北川 健治君) 開票を行います。会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に岡由美議員、中林和江議員、松本順一議員の 3 人を指名いたします。よって立会人の立会いを願います。

(開票)

○議長(北川 健治君) 投票の結果を報告いたします。投票総数 26 票、これは議長を除く先ほどの出席議員数に符合いたします。そのうち賛成 11 票、反対 15 票、以上のおおりの反対が多数であります。

よって議員提案第 7 号 寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については否決されました。

次に、日程第 20 議員提案第 8 号 寝屋川市議会議員定数条例の一部改正を議題といたします。提案者の説明を求めます。元橋理浩議員。

○6 番（元橋 理浩君） ただ今上程になりました議員提案第 8 号 寝屋川市議会議員定数条例の一部改正につきまして、私ほか、坂光勇哉議員、杉本健太議員、中川健議員の 4 名による共同提案であり、不肖、私が提案理由の説明を申し上げます。本文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議員提案第 8 号 寝屋川市議会議員定数条例の一部改正

寝屋川市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 22 日提出

寝屋川市議会議員

元 橋 理 浩  
坂 光 勇 哉  
杉 本 健 太  
中 川 健

寝屋川市議会議員定数条例の一部を改正する条例  
寝屋川市議会議員定数条例(昭和 37 年寝屋川市条例第 20 号) の一部を次のように改正する。

「27 人」を「24 人」に改める。

附則、この条例は、次の一般選挙から施行する。

以上のとおりでございますので、議員の皆様方には原案どおり御協賛いただきますことを切にお願い申し上げます。提案理由の説明を終わりたいと思います。

○議長（北川 健治君） 説明は終わりました。質疑に入ります。廣岡議員。

○15 番（廣岡 芳樹君） ただ今元橋議員から提案理由の説明がありましたので、議員提案第 8 号寝屋川市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、若干質疑を行わせていただきます。

今、元橋議員から提案理由の説明がありましたけれども、条例提案議員を見ますと大阪維新の会議員団所属の全部の議員でありまして、これは会派としての提案であるのでしょうか。

○議長（北川 健治君） 元橋議員。

○6 番（元橋 理浩君） はい、会派としての提案でございます。

○議長（北川 健治君） 廣岡議員。

○15 番（廣岡 芳樹君） 会派としての提案であるならば、責任者は幹事長であるかなと認識していますが、いかがでございましょうか。

○議長（北川 健治君） 中川議員。

○5 番（中川 健君） 基本的にはそのように今までやっていたと思いますけれども、特段、幹事長が提案者であるということは必要ないのかなと思っております。

○議長（北川 健治君） 廣岡議員。

○15 番（廣岡 芳樹君） 提案者、幹事長は会派の責任者でありますので、両方についてお答えいただける方がお答えいただけたらいいと思います。

この提案については、市会議員団、会派独自の提案であるのか。それとも先ほども議員提案第 7 号でお聞きしましたが、先ほどの提案も自民党所属の議員さんが提案をされておりましたので、これは上部、大阪府本部等の身を切る改革として指導しておられるのか。その辺についてお伺いいたします。

○議長（北川 健治君） 元橋議員。

○6 番（元橋 理浩君） 私たち大阪維新の会では、大きな方針として身を切る改革という言葉を使って方針を掲げておりますが、その対応につきましては各自自治体、構成する議員で考えて行動するよるということになっております。

○議長（北川 健治君） 廣岡議員。

○15 番（廣岡 芳樹君） 議員提案第 7 号でもお伺いいたしました。この提案については、去る 9 月 4 日の本会議で可決されました専門事項に係る調査の賛成討論の中で、この議案を提出するということは表明をされました。それに基づいて提案されたわけでございますが、私はいわゆる第三者委員会については、そこで議員報酬、議員定数、政務活動費の在り方を議論していただいた上での市議会での在り方かなということも先ほども申し上げたとおりでございます。それがあつたのになぜ貴会派においてはこの提案をなされたのか。また、冒頭、賛成討論で言われたその辺のところの事情等を御説明願いたいと思います。

○議長（北川 健治君） 坂光議員。

○4 番（坂光 勇哉君） 第三者委員会ですけど

も、諸課題等研究会での議論の経過を確認していただければと思います。他党派からでしたけども、議会の妨げにならないという前提でイエスという形で全会一致を取ったはずなので、その整合性を図るために討論を行いました。

○議長（北川 健治君） 廣岡議員。

○15 番（廣岡 芳樹君） その辺のところは先ほど森本議員からも説明があったように、やはり私としては議会の議決を経た上での設置でありますことから、議会の議決を優先しなければならないのではないかなという考えを持っておったのですが、議会の議決に対してどのような認識をお持ちですか。

○議長（北川 健治君） 坂光議員。

○04 番（坂光 勇哉君） 議会の議決を重んじていないというわけではありません。その議論の経過をじゃあ無視していいのかという話にもなっていますので、ちょっと質問の趣旨が分からない点もありますけども、議員提案をしない、できないようにするために第三者委員会を設置するのかという話にも今度なってきます。ですので、議員提案を、今までの経緯、自分たちで話し合っ、自分たちのまちのことを自分で決めようという経緯を重んじようという点で、議決についてとそれはまた別の話であるという認識です。

○議長（北川 健治君） 廣岡議員。

○15 番（廣岡 芳樹君） 何も議決を妨げると言うことは言っておりません。ただ、この議員提案に係る内容が審議をされるという議決がなされている。その重みを感じていただきたいということでございます。いずれは今年度中にも皆様が提案をされておる内容について、一定報告が出てまいります。それからでも遅くはなかったのではないかと。そういう意味で議決の重要性を再認識していただきたい。そういうことで申し上げたわけでございます。

それと先ほど身を切る改革とおっしゃったのですが、定数削減が身を切る改革であるという、その認識についてお教え願いたい。

○議長（北川 健治君） 元橋議員。

○06 番（元橋 理浩君） 昨今の情勢から、行財政改革が行われることが急務であるという認識は、

国民の皆様、府民の皆様、市民の皆様の共通する認識であると思っております。その中で、ある自治体において皆様からお預かりした大切な税金を適当でない使い方をしているというところから、それを正すためには我々議員が範を示して行政の皆様をお願いしていく。そういうことが必要であるというふうには我々は認識しております。その上で、私たちは寝屋川の行政を振り返った時に、行財政改革の進み具合はどうかということを見ましたところ、個人的な考えもありますが、かなり行財政改革進んでいると思っております。我々議員はどうかと言うと、少し遅れているのではないかとこの認識から、もう一步踏み込んで我々が身を切る。身を切るというのは、市の財政に寄与することで余剰資金を作り、それをまた市民福祉向上に役立てていただくと。そういう目的のためには、まず一つ、議員定数の削減というのも一つの有効な方法であると認識しております。

○議長（北川 健治君） 廣岡議員。

○15 番（廣岡 芳樹君） 皆さん御承知のように我が市は中核市移行に向けて、今、行政も議会も一丸となってその取組を進めているところでございます。移行後は行政権能が著しく増大するということが確実なことでございまして、市民の多様な意見、この多様な意見については前も議論にあったのですが、反映する行政とのパイプ役であると私は議員の認識をしているんですけども、それを削減するという、その合理的な理由、中核市移行に向けての過渡期に、中核市、平成31年4月からですが、その5月からこの条例は削減しようとなっているんですけども、パイプ役の議員数を削減する合理的な理由についてどうお考えか、お答え願いたい。

○議長（北川 健治君） 中川議員。

○05 番（中川 健君） 平成31年から中核市移行である。事務というのも寝屋川市にどんどん下りてくる。その中で議員定数を削減していいのかという話ですけども、基本的に今後、人口がどんどん減少して行って、財政も中核市になったからといって寝屋川市が決して良くなるわけではありませぬ、その中で議員、市民の代表だけ現状維持でいいのかというところになると、私は非常に疑問を抱きます。

その中で中核市に移行して事務が増加する。そこで議員の数を減らしていく。少数で頑張っているほうが市民の理解を得られるものであると思いますし、それは市民の意思を反映したものであるという認識です。

○議長（北川 健治君） 廣岡議員。

○15 番（廣岡 芳樹君） 議員の先ほど議論になった働き方改革に通ずるところがあるかなと思います。本当に私しんどいです、議員やって。こんなしんどい職業もないなと思っているくらいですが、それをまた削減をすると、本当に議員の職務というのは1人当たりに係る職務が増えてくる。それで本当に多様な意見が反映できるのかという危惧を持っています。

先の一般質問で、監査委員をさせていただいた経験から、監査委員であろうとなかろうと議員一人一人が監査人であるという意見を述べました。そのことについてはどうお考えでしょうか。

○議長（北川 健治君） 坂光議員。

○04 番（坂光 勇哉君） 議会はもちろん行政の監視機能というもの一つ大きく役割としてありますけども、それが損なわれるという形では思ってません。一般質問の話が出ましたが、各議員から一般質問、事務事業の効率化、行政には投げ掛けています。議会、自分のこと、議員一人一人の事務事業の効率化を図れば可能であるという認識です。

○議長（北川 健治君） 廣岡議員。

○15 番（廣岡 芳樹君） ただ、それだけ3人分の監査人の機能が失われるわけでございます。行政の監視機能というのが失われるということは否めないかなと思います。みんなのまち基本条例の中の議会というところに、市行政に対する牽制という文言があります。その低下につながるのではないかなという危惧を持っているんです。そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（北川 健治君） 坂光議員。

○04 番（坂光 勇哉君） 人数は削減されるというところで提案をさせていただいておりますが、効率化を果たせば3人分、能力が落ちるわけではありませんし、能力を上げることも可能であるという認

識で、力が低下するというのは少し暴論かなという認識です。

○議長（北川 健治君） 廣岡議員。

○15 番（廣岡 芳樹君） 提案者によると、しっかり議員が働いてこそこの提案という認識を持っているんですが、今以上にしっかり働かなければならないという気概をお持ちでしょうか。

○議長（北川 健治君） 坂光議員。

○04 番（坂光 勇哉君） 今と全く同じやり方をしていれば厳しいという認識はもちろんありますが、今日もそうですけども、10時半に本会議、暫時休憩入りまして、じゃあみんな何してたかというところを市民は見ている。市民の思いであるというので提案をさせていただいておりますので、各会派の調整、市民福祉の向上にどこまでつながっているか。そういった点、また委員会質疑を重んじておりますけども、原案可決ばかり。その結果だけを見ていけば、議員ちゃんと監視しているのかという声があるので今回の提案に至っているという現状があります。

○議長（北川 健治君） 廣岡議員。

○15 番（廣岡 芳樹君） 先ほど、一般質問の話をしましたけども、一般質問や所管質問、市には所管質問といういい制度があります。あるいは議案質疑においても活発な議論が保障されてしかるべきという認識を持っているんです。その辺は賛同いただけるのでしょうか。

○議長（北川 健治君） 坂光議員。

○04 番（坂光 勇哉君） 活発な議論であったり質疑というのはもちろん重要であると考えております。諸課題等研究会でも通年議会等も、今は幹事長会ですけども、議論がされております。それはもちろん議会改革について大賛成でありまして、改革を進める一つに議員定数があるので提案をさせていただいている。その議論が活発になるということは、人数が減ったから活発にならないというのはまた違う話だと思います。

○議長（北川 健治君） 廣岡議員。

○15 番（廣岡 芳樹君） 今まで以上に議員は頑張らなければならないという認識は共通できているということで、別にいいです。

平成26年9月に議員定数の議論をしました。ここでは杉本議員がおられて、それはお読みいただいていると思います。その時の質疑の中で、私は一つの資料を示させていただきました。それは平成26年の8月6日、7日に岡山市で開催された全国市議会議長会のフォーラムの中で、関西学院大学の林宜嗣先生が示された、現状の市町村の議員数をデータとして回帰方程式を作られたと。そこに当てはめていけばどれぐらいの人数になるか。市議会の実態については反映してないのですが、現状を見て大体の平均値を取られた。それに当てはめると、その当時の定数では31人になりました。それからうちの議会では、今まで元々36人おられた。それを34人、32人、28人、27人と、当時から比べると9人も削減をしている。ですから、論理的な数値31人から比べると4人も少ない中でやっている。ただ、私としては中核市を目指す、権能差が拡大する中で、これ以上削減するわけにはいかないなと思っています。

24人を出してこられた根拠、私は31人、そこから27人でやっているというのが妥当かなと思いますけども、24人の合理的な根拠についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（北川 健治君） 坂光議員。

○04番（坂光 勇哉君） 過去、前期ですけども、議論がなされてきた会議録そのままのおりでして、法的な根拠はありません。ありませんけども、前期時代から3名の削減と提案をさせていただきながら、そこから日々活動させていただいております。それはもちろん私の選挙前からの活動ですけども、根拠と言えば市民の声以外に、それ以外の選択肢は私自身持っておりません。なつてからも思うのは、議会の仕事、議会活動という部分で、私、一サラリーマンやりましたので、どうしても拘束時間を考えると非常に短いですし、職責は分かりますけども、職務の量、事務量に関しても非常に少ないと私は感じています。ただ、対人と人のコミュニケーションですので、正直365日休みがないのはそうだと思います。

ただ、その職責と職務の量と、先ほどの議員提案もありました報酬と、これまた別の話で私たち考えてまして、そこは少し質疑も非常に多岐にわたる

のですけども、そこが根拠と言われると、寝屋川市民がある一定数は議員多いという思いがある。そこで私たち4人、今この場にいる。それが唯一今言える根拠であるという認識です。

○議長（北川 健治君） 廣岡議員。

○15番（廣岡 芳樹君） 今、坂光議員がおっしゃったように私は事務量的には決して少ないとは思ってないです。こんなしんどい膨大な事務量をこなしていると私は思っています。それは認識の違いと。私のやっている事務量を少ないと言って、それは坂光議員の能力的なものが、私はものすごく頑張っているだけしかできないような事務量ですけども、ただ、その仕事を今言われたように市民がそう判断されているのは、見せてないということがあると思います。議員の見える化というのをやっていかなくてはならない。それが今度の第三者委員会にあると思っている。それを待って提案されてもよかったのではないかなと私は思っています。

ですから、今回この時点では私は反対です。24人については反対ですけども、そういう見える化が図っていかれて、市民が議会の議員の仕事というものに関心を持っていただいて、その中身まで踏み込んでいただければもっと具体的な議論ができるのではないかなと考えている次第でございます。ですから言うておくのは、今の現時点では27人を3人削減するのはそういう観点から反対でございます。

○議長（北川 健治君） ほかにありませんか。太田議員。

○11番（太田 徹君） 今回身を切る改革ということで提案をされたというお話でした。今議会には報酬削減の提案もなされました。賛成討論した議員、会派の数というのは今さっき池議員がおっしゃいました11名でした。賛成は11名でした。そこで表すことに対して皆さん方は身を切る改革とおっしゃっている中で、無記名ではありましたけれども、大きく見るならばそれと違った行動を取られたのではないかと多くの市民が思う結果が出たのではないかと感じますけれども、しっかりとその辺りについてはどのような認識をしているのか、お聞かせいただければと思います。無記名でありましたので、そこに

については言及したくないということであれば、それで構いません。

○議長（北川 健治君） 中川議員。

○05 番（中川 健君） 先ほど元橋議員から身を切る改革という言葉があったのは事実だと思いますけれども、今回の定数については、主な目的というのは経費削減というところには私自身はないと思っています。今回定数削減出した経緯については、各議員それぞれ思いをお持ちだと思いますけれども、私自身は、まず選挙前から様々な市民とお話する中で、今の地方議会について不信感を持っている。無関心であるということが結構多くの方からいただきました。その中で多かったのが、今の議員って多過ぎる。もっと削減したらどうかという声を多くいただきました。その中で私自身も選挙の時に公約に掲げました、27人から24人。この24人については、先ほどもありましたように明確な根拠というのは持っていないですけれども、市民からいただいた声の中で最も多かったのは、1万人に1人ぐらいで議員いいのではないかと。寝屋川市は約24万人であるので24でいいじゃないかという声を結構いただきました。その中で今回提案についてはいつかというお話は会派の中で様々させていただきましたけれども、先ほど元橋議員からあったように今回定数削減をさせていただいた次第です。

○議長（北川 健治君） 太田議員。

○011 番（太田 徹君） 正にいろいろな市民の声があります。私ども日本共産党市会議員団にはしっかりと市民の声が反映できる一定人数の市議会議員の数が必要だという声は届いてきております。27人になって、地域で議員の活動が見えなくなっているのではないかと。寝屋川市議会がどういう活動をしているのか分からない。それこそ今、私たち働いている市議会議員の責任でありまして、そのことに応える活動をまずしていく。その中でこそ議員の在り方ということが見えてくることもあろうかと思えます。様々な市民の意見は当然あります。高い、安い、少ない、広い、多いという話がありますけれども、だからこそ今回、私たち議会として5党派共同提案の上で第三者委員会、識見のある先生方の見識ある

まず数字をいただこうと。その上を私たち議会として議論していこうということだったわけですがけれども、そのことについてどういうふうな説明、質問になるかと思えますけれども、それを待つということがなぜ今回できずに、出した途端の賛成討論で出しますということについては、本当にちょっと先生方に失礼に当たるのではないかなど。それこそ一般市民の感覚から言えば、ちょっと常識に外れるのではないかと。先生方に検討してくださいと言いながら、私たち先に結論出しますよというのは、サラリーマンだったというお話もありましたけれども、社会常識に照らしては少しおかしいかなど。議員として議員提案する権利というのは当然保障されるべきだと思います。そのことを踏まえた上でも、次期議会でも出すことは可能でありましたし、その辺りについての見解を再度お願いいたします。

○議長（北川 健治君） 坂光議員。

○04 番（坂光 勇哉君） なぜこのタイミングかというものでありますけれども、それは前期に出してから時間は経過しておりますし、その間も全く議論しなかったかということはありません。他党派との調整が必要になってきますし、意見も聞かないといけません。自分たちだけではできないことがたくさんあります。意見書だって全会一致で取らないといけません。議会には議会のルールがある。1回目、2年を経ってからじゃあ今、話ができるのではないかと、機は熟したなという感覚を得たというのがこのタイミングであったということが一つです。ただ、その間、市民の方々には待っていただいていたという認識を私は持っております。

○議長（北川 健治君） 太田議員。

○011 番（太田 徹君） 正に第三者委員会が提案されたタイミングで出してきたということについては、非常に大きな問題があったのではないかと思います。また、議会の議論の活性化こそが必要だということでもあります。一人一人の議論の経緯というのをつぶさに自らの活動を見返していただきたいなと思います。今議会においても各常任委員会に付託をされ、各常任委員会で審議をされました。その質疑にどれだけの方がどれだけ関わって質問をしたのか

というようなこともしっかりと見ていただきたいなど。議案が提案されて採決されるまで一言も質疑されることなく座っておられた議員というのも現実におられましたから、誰とは正直言いませんけれども、そういうところから議員定数削減という話が出てくるというのは、非常に違和感を感じるころですので、まず行すべきことは一人一人の議員の自らの活動を見直すべきことではないかということをもっと申し上げて、質問はここで終わります。

○議長（北川 健治君） ほかにありませんか。中林議員。

○19 番（中林 和江君） 今、元橋議員からは、身を切る改革、行財政改革は急務だと、議会も今、適当でない使い方をしているかもしれないから、やらなければいけないと。中川議員からは、いやお金の問題だけ違うと、市民からいっぱい意見聞いているという話ですけども、今27人いて、これを3人減らすということが、どういう効果があるんですか。

○議長（北川 健治君） 坂光議員。

○04 番（坂光 勇哉君） 3人減らすことでの効果ですけども、論点の話になってしまうのですが、それはもう前期時代の会議録もさんざん共産党さんともやりとりをされてて、私、印刷して見たのですが、全く同じ質問されるので何とも言い難い。確かに根拠もない、効果と言われると、私たちは市民感情を質にしている。市民の思いを市政に反映させるのが議員の仕事であると私は学びましたので、それを形にしようと今やっています。

○議長（北川 健治君） 中林議員。

○19 番（中林 和江君） 前回というのは前の期ですから、今、提案されている4人とは違う議員ですので、改めてそれは3人を減らしたほうが良いという、市議会にとっても良いという、その事情の御説明を新たに求めます。

○議長（北川 健治君） 坂光議員。

○04 番（坂光 勇哉君） 共産党さんもそうですが、駅立ちもたくさんされてて、多分、私より全然立っていると思いますけど、私はどちらかと言うとインターネットやメールの問合せ等が多いです。そこで維新の会の支持者というのはそこを望んでい

るといところで、いろんな意見交換をする中で、ある一定数はいるといところでございます。

○議長（北川 健治君） 中林議員。

○19 番（中林 和江君） 議会の役割、私たちずっと言ってますけれども、一つは、23万人市民がいます。ですからその23万人がいろんな考えを持っていますから、その多様な意見を私たちはしっかり把握をして議会にいかすこと。それからもう一つは、行政の権限は莫大ですので、広大ですので、例えば議案が出てきたら、それに対してこの議案が通ったら落ちこぼれる市民はいるのかいないのか。本当にいろんなことを研究して学んでやっているわけですけども、その27人を3人減らしたら何がいいのか。もう一度お答えください。

○議長（北川 健治君） 坂光議員。

○04 番（坂光 勇哉君） まず、訂正はもちろんです。ありましたけど、身を切る改革というのを勘違いされてて、コストカットだけということではなく、まず維新の会で掲げてきたのが市役所の改革でありました。寝屋川市はもともと職員の定数、職員数も減らしてきて、委託をするなりで義務的経費の削減、これからも中核市もそうですけども、事務事業効率化を図っていかれると思います。それに議会がちょっと遅れているのではないかという指摘はもちろんです。ありましたし、3人減らすことで何の効果があるのかというのは、今の仕事量自体も3人でできるというだけで、じゃあ3人遊ばせておくのかという感覚が市民に一定数あるという認識をまず持っています。

24名でできたうちで、じゃあ今もっとICT化が進んでますけども、ICT機器使って効率化やっているか。手書きの頃の時代と違いますので、パソコン、タブレットをみんなで使ってやっているか。データ化はしているか。そのデータを情報発信しているか。一般質問で行政に投げ掛けていることですけども、そこの効率化をしていけば3名削ったところでいけるのではないかという認識を持っています。

この視点の論点の違いというのは、できない理由で物を言うか、できる理由を探したか、この違いだと思います。

○議長（北川 健治君） 中林議員。

○19 番（中林 和江君） コストではない。しかも議員がする量が例えば決まっていて、それを 27 人ですのと 24 人ですのと、24 人でした方が効率がいいという話です。私たちの仕事は決まったものですか。お聞きします。

○議長（北川 健治君） 坂光議員。

○04 番（坂光 勇哉君） 決まってないと思います。

○議長（北川 健治君） 中林議員。

○19 番（中林 和江君） 私たちの仕事は、国が法律を変えたら、それによって大阪府が法律を変えて、市町村も変えます。それによってどう市民が変わるのか。それから市自らも中核市に移行しようとしたら何が必要になるのか、私たちの仕事は決まったものではないです。もう一度どう考えているのか、お聞きします。

○議長（北川 健治君） 坂光議員。

○04 番（坂光 勇哉君） 御指摘そのとおりだと思います。ただ、インターネットが非常に普及してしまっていて、グーグルで検索してみると大体のことが出てきます。市民もほかではありません。自分で調べたりもします。その中で比較した声が来ているという認識を私は持っています。

○議長（北川 健治君） 中林議員。

○19 番（中林 和江君） 私たちの仕事は、もちろん調べ方はあります。インターネットでも調べます。だけど実際に市民の声を直に聞くこともとっても大事です。と言うのは、インターネットも使えない市民もいれば、そういうことをちゃんと発信していることを知らない市民もいます。ですから、何かいろんなことが便利になったら議員の仕事が効率化されて、そして議員を減らすのが当たり前みたいな、そういう議論は、私は市議会の議員としては自分自身が問われますのでふさわしくないと思います。そんな効率化をどんどんやってもいい私たちの仕事だと思っていますか。

○議長（北川 健治君） 坂光議員。

○04 番（坂光 勇哉君） 事務の効率化を言ってみて、人の話を聞かないとかそういう話はしておりません。例えばペーパーレスもそうですけども、

この紙なくてもいけますので、この紙を作る時間がある。この紙を配付する時間がある。そういうところで受け取るのがありますし、24 人だったら 24 回机におくだけでいい。そういうところも単純に計算していくと、コストじゃない時間の部分も出てきますし、ちょっと詳細な部分、かなりピンポイントの議論になってきますけども、ただ、その分で 24 人にして 3 人減らしたところで、一人一人の対応する市民の相談の時間が減るといのは考えておりません。私にも直接対面して相談もありますので、その時間が減るという認識はなく、ほかの事務作業であったりが効率化できる。だから時間が取れるようになるという理屈です。

○議長（北川 健治君） 中林議員。

○19 番（中林 和江君） 私はもしも効率化できて物を調べることが早くなれば、じゃあ私に関わっている市民以外のどんなことを考えているということを考えます。それからほかのことでも今、介護保険にしる、いろんな社会保障制度が変わっています。そのことも知った上で、市政というのは一番住民に密接した行政です。そこでどんなふうにしたらいいのか、本当に日々考えます。先ほどおっしゃったけど、私たちの仕事は、市民が 23 万人いたらそれだけ幅広く幾らでもきりがありません。ですからそこをどんなふうにして市民に御理解いただいて、市議会の議員は市民のいろんな意見聞いて市政にいかしているということが本当の意味の私たちの仕事ではないですか。減らしたらいいという市民もいるかもしれない。でも、それは本当の意味で市議会を御理解いただいてないと思いませんか。

○議長（北川 健治君） 杉本議員。

○13 番（杉本 健太君） いろんな市民がいらっしゃるので、僕らの意見に賛同いただいている方が市議会を御理解いただいてないというのは失当であると思います。まず、中林議員の近くにいらっしゃる議員の方々の思いと、私が接する議員の方々の思いが違うというのは事実だと思います。意見が違う人の意見も聞こうとももちろん思っていますし、いろんな場面でお叱りを受ける場合もあります。

先ほどから言ってるのは、仕事を減らすと言うよ



りは、今までやってる議会のルールをより良く効率化する方がもちろん仕事もしやすくなるし、ペーパーレスとかタブレットの話も議員間、会派間で合意が取ればできることだし、した方が市民福祉の増進につながるという認識は変わりません。諸課題等研究会でも議論があったと思いますけど、各会派、2会派、3会派合意できるけど、あと合意できないとかという議論があった時に、できたら話し合いで合意して進めていきたいという気持ちは同じです。なので、今回提案しているのは24人にさせていただかないかという御提案ですので、御意見はいろいろあるかと思いますが、丁寧に説明していきたいと思っております。

○議長（北川 健治君） 中林議員。

○19番（中林 和江君） 杉本議員がおっしゃるように、市民の中にもいろんな御意見があることは分かります。ただし、それを私たちは思っています。本当の意味で市議会のことを御理解いただきたい。そのためには先ほど太田議員も言いましたように私たちが努力が必要です。もう一つは、私たちの仕事は、調べたり、議会のいろんな運営を効率化していくということが本分ではないと思います。やっぱり市民の声を聞いて、そして政策を立案していく。いろんなことも提案できるということあります。

それともう一つは、議会の27人という集団の中で、例えば杉本議員と私と面している市民も違えば、したら杉本議員が面している市民の意見も聞ける。私の意見も聞ける。いろんな市民の意見を多様に議会に反映できる。これは一定の数がなかったらいけないと思います。

さっきから聞いているのは、27人がいけないで24人が何でいいのかって聞いているんですけど、そこを聞いても分かりません。事務の効率化でそう言われても、もっとやることいっぱいあると思います。そこは本当に24人になったら何が良くなるのか。コストではないとおっしゃるんだったら何が良くなるのか。そこをもう一度お答えください。

○議長（北川 健治君） 杉本議員。

○13番（杉本 健太君） 個々人の議員で考え方が違うのはあると思いますけど、24人にしたら3人

分の給料を払わなくてよくなって一般財源が使えると、それはあると思います。あと、合意の形成の仕方ですけど、過去36人いらっしゃった時にいろんな方の意見を集約できていたという主張もあるかと思えますけど、今27人になってそれが全くできていない。その権限がすごい落ちているという声を少なくとも私は周りで聞いたことがありません。ほかの議員の周りでは聞かれることあるかもしれないですけど、少なくとも私は聞いたことがないというのが1点と、意見の集約の方法は、時代が変わってきているので全員対面しないといけないということでもないでしょうし、SNS等、電話とか使ってもいいだろうし、個々人の議員が広報活動を活発にすればいいと思っております。

議会としての広報活動としては、諸課題等研究会であったと思いますけど、アンケートを取らせていただいてどう思われているのかとか、三重県とか先進地でされているみたいに認知度を測るであるとか、活動を多くする、夜間議会をする、いろんな方法があると思いますし、過去からできなかったインターネットでの中継とか録画配信もやっとならなっているんで、ちょっとずつですけど変わってきているとは思っています。

減れば何がいいのかということですけど、お金が浮くということ、議論がもっとしやすくなるんではないかなと僕個人は思っています。

○議長（北川 健治君） 中林議員。

○19番（中林 和江君） コストは確かにそうですけど、でもコストだけの問題じゃないということもおっしゃいましたし、私は行財政改革という枠組みで議会をはめてしまうんだったら、では効果をどう見るのか。一人一人の議員のいろんなやっている活動とか、市民に対してのいろんな支え方であったり、意見を反映することをどうやって効果で把握するのかという問題もあります。ここはお金だけで判断できないこともあると思います。

それからもう一つは、さっき維新の会さんの御意見聞くと、どうしても何か議員が議会運営するのに情報を調べたりしてやり方を効率化していくことがとても大事なことに思いますが、先ほ

ども何回も繰り返していますけども、本来、議員はいろんな政策を提案できます。それは、例えば今度中核市に移行することになったら、私たち保健所のことについては本当に知らなかったです。これをなかなか勉強できなかったです。そういうこともきちんと勉強して、行政と本当に対で議論したり、話し合いをしたりして、よりいいものにしていくという任務があるのです。そういうことも実は人数が減ることによって、人数が少なくなっても十分できるということはどこで証明するのか。かつて36人だった時と今と変わらないとどこで証明できるのか。言葉で言っても、私はそんなふうに思えない。36人いたらいたなりのことがその当時されていたと思います。だからそれと比較して、なんか少なかったらいいとは思わないです。その辺はどうですか。

○議長（北川 健治君） 杉本議員。

○13番（杉本 健太君） 行政評価を議会に入ればそれは測れると思いますけど、残念ながら議会では行政評価を入れてなかったんで、36人から27人に減って逆にどれだけの損失があったのかも証明できないし、現状を何かで証明する術というのはないと思います。ただ、36人いた時の議会の風景と今の議会の風景と、質疑の内容、一般質問の状況とか考えると、僕は活発になっているほうなのではないのかなと個人的には思いますし、その主観の違いは相容れないのかなと思っています。

○議長（北川 健治君） 中林議員。

○19番（中林 和江君） 過去と比較することができるのかどうかは分かりません。ですけども、今お聞きする範囲内で、定数については慎重にすべきだと。これは議員個人の問題だけでなく、お金だけの問題でもなくて、市政をどのようにやっていくかということで市民の御意見を反映する。それから議会にちゃんと提案したり、チェックをするということをしっかりやっていくということが基本で、そのことが本当に市民に御理解いただいているかどうか。いただくように私たちも努力しなくてはならないと思います。少なかつたらいいとか、情報が気軽に入るから効率的だから減らしてもいいという議論は似つかわしくない分野だと思いますので、強く申

上げておきます。今でも27人でもいっぱいはいだと思しますので、これ以上の削減は反対です。

○議長（北川 健治君） ほかにありませんか。池議員。

○14番（池 真一君） 先ほど報酬のところいろいろ研究して数字出してきました。本当にいろんなものを調べて45万円という提起をさせてもらったんですけど、定数についてはいまだ答えに至っていません。と言うのは、平成26年度のあの議論からずっと考えてきたんですけど、様々な他の市の報告書とか読ませていただく中で、議長の取扱いというのが1点、様々な結論として出ております。今、本議場の中でも議長は先ほども採決に加わらなかったということがありました。それプラス委員会においては議長が委員として入られております。各委員会というのは24人になれば四つなので6人ずつというふうになるんですけども、これに議長を加えるという認識なのか、議長は外すという認識なのか。そういう点についてもし研究の成果があればお示ししたいです。

○議長（北川 健治君） 杉本議員。

○13番（杉本 健太君） その時の議会で決めていただければいいのかなとも思いますけど、議長が委員会に入ってされてもいいでしょうし、議長だけ抜いて委員会を構成されているところもあると思っています。あと、データと言うか、報酬の時の議案なので余りここで言及するのもあれですけど、大阪府で一番低いところに合わせていると。20万人以上について比較は関東だと。関西で比較したら高くなっちゃうというものもあると思っていますし、今、寝屋川市、特例市で言うと1万人当たり1.13ですけど、特例市平均が1.24で、中核市平均が0.99、今の中核市と特例市を足すと1.11、もし24人にしたら1.00になるので、平均ぐらいになっていくのかなという思いがあります。

○議長（北川 健治君） 池議員。

○14番（池 真一君） 端的に、その24人に議長の議決というのは入ってくるものと考えられているのか、入ってこないものとして24人という数字を出されているのか。その辺りはどうでしょうか。

○議長（北川 健治君） 杉本議員。  
○13 番（杉本 健太君） 入っていると認識して  
ます。  
○議長（北川 健治君） 池議員。  
○14 番（池 真一君） それを 24 人にするのか、  
プラスして 25 人にするのかというのは様々、先ほど  
おっしゃられたとおり議論すべきことなのかなど。  
ただ、入ったままでの 24 人ということで理解をいた  
します。  
○議長（北川 健治君） 井川議員。  
○12 番（井川 晃一君） 私は先の議案の討論で、  
既にこの議案についても賛意をお示しするというふう  
に申し上げておりますので、この先、無記名にな  
ろうが記名になろうが、二言はございません。賛意  
をお示しするところでございます。  
その上でお伺いしますが、報酬には賛成をしたけ  
れども、定数には反対だという方もいらっしゃると思  
います。賛同を募る上で、その推進を図る上で幾  
つかお伺いしたいことがあるのですけれども、今回  
の議員定数の提案に至った理由として、ある方は身  
を切る改革と言われ、ある方は身を切る改革ではな  
く、市民からのお声だというふうなことがあったと  
思います。会派としてはどのような理由を打ち上げ  
られたのでしょうか、まとめられたのでしょうか。  
○議長（北川 健治君） 中川議員。  
○05 番（中川 健君） 会派といたしましては、4  
人とも選挙前の公約で 27 人から 24 人、ここにつ  
いては、僕はもともと無所属で活動していた時から 27  
人から 24 人がいいのではないかとすることはず  
と訴えていたのですけれども、そこから維新の会に  
所属することになりまして、その時に私はその声は  
関係なく 27 人から 24 人ということを出して  
こうとした中で、他の大阪維新の会の議員も同じく  
27 人から 24 人というところが共通できたので、全  
員が 27 人から 24 人という認識がありましたので、  
今回 24 人という提出に至った経緯です。  
○議長（北川 健治君） 井川議員。  
○12 番（井川 晃一君） 24 人にしたほうが寝屋  
川市にとって、市民にとっても、また議会運営にと  
ってもいいというふうに思われた理由はそれぞれ違

うという認識でよろしいでしょうか。

○議長（北川 健治君） 元橋議員。

○06 番（元橋 理浩君） 1 人の人間が全てを答え  
ていたというわけではなく、それぞれの意見を全て  
統合して我々会派の考えだと思っただけならば結  
構です。ある議員は身を切る改革、ある議員は市民  
のお声を反映している。ばらばらじゃないかという  
印象を持たれたと思いますが、そうではなく、それ  
ぞれが同じ意見を全て共有しているというふうに捉  
えていただいて結構だと思います。

○議長（北川 健治君） 井川議員。

○12 番（井川 晃一君） では、それぞれにお伺  
いをします。まず、議会費削減という身を切る改革  
です。議会費削減という文脈だと思いますけれども、  
を理由とされておられる議員としましては、先ほど  
報酬 3 割減というのが出て否決をされました。今回  
定数 3 名減という提案が出されているわけでありま  
す。どちらが議会費の削減、どちらが身を切る改革  
につながるでしょうか。

○議長（北川 健治君） 元橋議員。

○06 番（元橋 理浩君） 経費削減の観点からし  
ましたら、どちらがいいかというのは数字をはじき  
出せば分かることですが、どれを採用するかという  
のは我々決めさせていただける立場にありますので、  
今回議員定数の削減というのをやっというこ  
うで行いました。

○議長（北川 健治君） 井川議員。

○12 番（井川 晃一君） それは報酬 3 割減につ  
いては会派の中でまとまらなかったけども、定数 3  
人減ということについては会派ではまとまった。こ  
ういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（北川 健治君） 元橋議員。

○06 番（元橋 理浩君） 定数を 24 人にするとい  
うことで全員が一致したということで御理解いた  
だきたいと思います。

○議長（北川 健治君） 井川議員。

○12 番（井川 晃一君） つまり会派の中で全員  
か一部か分かりませんが、報酬については賛同  
できないという方があったという理解でよろしいで  
しょうか。

○議長（北川 健治君） 元橋議員。

○6 番（元橋 理浩君） 報酬については今後も考えていくということで、今回は定数を 24 人にしよう。これを実現するために全力を注ごうということで話が一致いたしております。

○議長（北川 健治君） 井川議員。

○12 番（井川 晃一君） その意味でも報酬よりも定数を優先されたという会派の決定があったということがまず分かったと思います。

次に、身を切る改革ではなくて、市民からの声があったという方がいらっしやったと思います。市民のお声の根底にはどのような思いがあったと推察されますか。

○議長（北川 健治君） 中川議員。

○5 番（中川 健君） その中でお答えしましたが、第一は議会に不信感を持っているとか、無関心であるとかという方からのお声が多かったと思います。

○議長（北川 健治君） 井川議員。

○12 番（井川 晃一君） そういう方から報酬についてのお問い合わせはなかったですか。

○議長（北川 健治君） 中川議員。

○5 番（中川 健君） そもそも市民、これは全てではないですけど、議員の定数であるとか、報酬が幾らであるとか、地方議員は、例えば寝屋川市市民でしたら寝屋川市議会議員は誰がいるのかということを知らない人というのが結構な数、私はいると思います。その中で、もちろん報酬についても私自身削減していかなければならないなというところがありますけれども、一定幾らがいいのかというところ、私自身まだ自分として答えは出てません。ですが、27 人から 24 人という数字については、市民からもいただきましたし、この間、前期になりますけれども、私たちの前身となる会派から 24 人という数字も打ち出しておりましたし、今回それも引き継いでの 24 人ということで、まずは議会定数削減を先にやっという気持ちで今回提出いたしました。

○議長（北川 健治君） 井川議員。

○12 番（井川 晃一君） つまり要約すると、市民は報酬より定数を優先せよというふうにお示しを

されたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（北川 健治君） 中川議員。

○5 番（中川 健君） 私の聞く限りでは、まずはそこであるというお声でした。

○議長（北川 健治君） 井川議員。

○12 番（井川 晃一君） それは何らかのデータを取ったとか、アンケートを街角で取ったとか、何かそういう論拠を持っておっしゃっているのか。それとも肌感覚であったのか。どうでしょうか。

○議長（北川 健治君） 中川議員。

○5 番（中川 健君） これは肌感覚ですけれども、数としては、私が当時、無所属で選挙前のそういう活動をしている時に聞いた市民の数というのは今でも覚えております。数は 761 人から選挙前はお聞きしました。そのあとも様々お聞きしましたが、そこからは数えておりません。

○議長（北川 健治君） 井川議員。

○12 番（井川 晃一君） 報酬についてそのように測られるおつもりはなかったのですか。

○議長（北川 健治君） 中川議員。

○5 番（中川 健君） 報酬についても、もちろんこの 4 年間で幾らが適正なのかというところはしっかりとやっていかなければならないと思っております。

○議長（北川 健治君） 井川議員。

○12 番（井川 晃一君） 定数を優先されたというのは肌感覚であったということだったと思います。池議員からもありましたけれども、共同提案を拒まれたという経緯から、定数を優先させたということは事実であると思います。ですので、私は皆さんの政治的な決断、問い掛けに対してお応えをしようというふうに申し上げております。一方の報酬に対しても私は乗ったわけでありまして、皆さんにおかれてもそういう勇気を前の議案でも出していただいたらよかったかなというふうに悔やまれてならないのですけれども、それは今後の課題としてしっかりと胸に刻み込んで議会活動をしていただきたい。このように要望いたしまして、私からの質疑を終了いたします。

○議長（北川 健治君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北川 健治君) なければ質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北川 健治君) 御異議なしと認め、さよう決します。討論に入ります。太田議員。

○11番(太田 徹君) 議員提案第8号 寝屋川市議会議員定数条例の一部改正について、反対の立場で討論をします。

今回議員提案されている議員報酬と議員定数の削減については、今議会において専門家による第三者委員会に議員定数と議員報酬について検討をお願いしたところであります。議会としてはいろいろな思いはあるとも、第三者委員会の結果を受けて、議会で改めて議論すべきことであると考えます。

次に、中核市への移行が検討される中、議会でチェックすべき事柄はますます増えていきます。そして代議員制度として行われている市議会は、市民の多様な意見を反映する場でなくてはなりません。市議会の多様性を否定し、市議会の機能の低下を招く定数の削減には大きな問題があります。

次に、今回は3名の削減が提案されていますが、削減すべき理由がありません。既に採決された議員報酬の削減案は否決されました。議会費の削減を言うのなら、議員報酬削減に反対をした議員に定数の削減を言う資格はありません。寝屋川市議会の良識を示し、今回の議員定数の削減に反対することを求め、議案に対する反対討論とします。

○議長(北川 健治君) ほかにありませんか。村上議員。

○17番(村上 順一君) 公明党議員団を代表しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

議員定数の削減については、私ども会派はこれまで議論を重ねてきており、第三者委員会においては定数24から議論をスタートされたいという提案者の趣旨には一定理解をいたします。議員定数24ということに関しては、平成26年6月議会、9月議会、12月議会の三度にわたり議員提案もされています。

可決成立は見ませんでしたが、私どもの会派にとっては検討すべき重要課題の一つとなっております。今期において、これまで会派で議論を重ねた結果、中核市への移行も踏まえ、議員に求められる資質の向上とともに、生産性の向上、すなわち仕事の密度を引き上げることが必要と認識し、来期は定数24が相当と判断するに至りました。よって、我が会派としては提案の趣旨に同意いたします。

以上、賛成の討論といたします。

○議長(北川 健治君) ほかにございませんか。廣岡議員。

○15番(廣岡 芳樹君) 議員提案第8号 寝屋川市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

まず、本討論は私個人の見解であることを御了承願います。

先の質疑をさせていただいた中でも、現時点での本市議会議員の定数削減に対する私の意見は述べさせていただきました。これまで本市議会においても真摯な議論を行い、定数削減が着実に行われてきたことは事実であります。しかしながら、本提案に至っては、市民、議員双方に多大な影響があるにもかかわらず、市議会内外において真摯な説明、議論を行おうとせず、直情的な提案であるとの評価をしています。

また、質疑でもお示しましたように、現行の議員定数27名については、林宜嗣先生が示された標準的な定数から4名減じられており、今後、中核市移行を迎え、行政権能が著しく増大する中で、行政と市民の代表である議会が真摯に深化した議論を行い、寝屋川市行政を持続発展させていくためには、最低限の議員であると私は考えております。これ以上削減の余地はないものと考えておりますが、更に議員定数の検討については、9月議会冒頭で、全会一致により議決をした専門的事項に係る調査、いわゆる第三者委員会にて行われるべきものと考えております。先ほど議員の仕事の見える化という話をいたしました。それも含めて第三者委員会では一定厳しい議論の末、5人の先生方による答申が出てくるものと思います。その時点でまた議論しても遅くはない

のではないかという考えも先ほど述べさせていただきました。したがって、今回この提案については現時点においては反対をするものでございます。

○議長(北川 健治君) ほかにございませんか。杉本議員。

○13番(杉本 健太君) 賛成の立場で討論します。

質疑に各議員が種々お答えさせていただいたのがありますけれども、今回ちょっと井川議員と池議員に御指摘いただいた点については深く胸に刻んでいるつもりでございます。前期提出した時に、時期がちょっと早いのではないのという御指摘をいただいたのと同じことで、報酬については時期が早いのではないのかなという思いがあります。趣旨については賛同するものですし、議会費の削減については全会派ほぼ一致して、何かをどうにか変えていこうという意思は感じられるので、これからも継続的に議論をさせていただければ幸いですし、合意が取れる範囲で少しでも前に進むように進めていきたいと思っています。

また、議員定数については、今回出すに当たって各会派の議員のいろいろな皆さんと御相談をさせていただいたり、いろいろ議論を重ねてきて今回出すに至っているの、御理解いただいて賛否を決めかねている方については是非賛成いただきたいと思っています。

以上で終わります。

○議長(北川 健治君) ほかにございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北川 健治君) なければ討論を打ち切ります。

これより議員提案第8号 寝屋川市議会議員定数条例の一部改正を採決いたします。この採決は、太田徹議員ほか4人から記名投票にされたいとの要求と、松本順一議員ほか2人から無記名投票にされたいとの要求が同時にあります。したがって、いずれの方法によるかを、会議規則第70条第2項の規定により、無記名投票で採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(北川 健治君) ただ今の出席議員は議長を除き26人です。投票用紙を配付させますので、無記名投票に賛成とする議員は賛成と、反対とする議員は反対と記載の上、点呼に応じ順次投票願います。

(投票用紙配付)

○議長(北川 健治君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北川 健治君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を確認させます。

(投票箱点検)

○議長(北川 健治君) 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。それでは点呼を命じます。

(投票)

○議長(北川 健治君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北川 健治君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(北川 健治君) 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に池真一議員、村上順一議員、板東敬治議員の3人を指名いたします。よって立会人の立会いを願います。

(開票)

○議長(北川 健治君) 投票の結果を報告いたします。投票総数26票、これは議長を除く先ほどの出席議員数に符合いたします。そのうち賛成16票、反対10票、以上のおり賛成が多数であります。よって議員提案第8号 寝屋川市議会議員定数条例の一部改正については、無記名投票で採決することに決しました。

これより議員提案第8号 寝屋川市議会議員定数条例の一部改正を採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（北川 健治君） ただ今の出席議員数は議長を除き 26 人であります。投票用紙を配付させますので、本件を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

（投票用紙配付）

○議長（北川 健治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北川 健治君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を確認させます。

（投票箱点検）

○議長（北川 健治君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 72 条第 2 項の規定により否とみなします。それでは点呼を命じます。

（投票）

○議長（北川 健治君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北川 健治君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（北川 健治君） 開票を行います。会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に石本絵梨菜議員、北川光昭議員、住田利博議員の 3 人を指名いたします。よって立会人の立会いを願います。

（開票）

○議長（北川 健治君） 投票の結果を報告いたします。投票総数 26 票、これは議長を除く先ほどの出席議員数に符合いたします。そのうち賛成 15 票、反対 11 票、以上のとおり賛成が多数であります。よって議員提案第 8 号 寝屋川市議会議員定数条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

以上で付議事件は全部終了いたしました。

閉会に先立ち市長の挨拶を受けることにいたします。北川市長。

○市長（北川 法夫君） 平成 29 年 9 月市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申

上げます。

去る 9 月 4 日から 19 日間にわたり慎重に御審議いただきまして誠にありがとうございました。御提案申し上げました総数 24 件の案件のうち、平成 28 年度決算認定の 7 件につきましては、継続審査として決算審査特別委員会に付託していただきました。その他の案件につきましては、いずれも原案どおり御可決、御同意を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

今議会で議員の皆様からいただきました御意見、御提言等につきましては、十分に精査させていただきました。今後の市政運営にいかしてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、来月 15 日には「2017 エンジョイフェスティン in ねやがわ」が、また、11 月 19 日には農業まつりが、いずれも打上川治水緑地において開催されます。議員の皆様におかれましては、公私何かとお忙しいこととは存じますが、御参加いただきますよう、よろしく願いいたします。

さて、9 月も終わりに近づき、朝晩も随分と涼しくなり、秋の気配を感じるようになってまいりました。議員の皆様方におかれましては、御自愛をいただき、今後ますます御活躍をいただきますよう御祈念申し上げまして、誠に簡単ではございますが、閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（北川 健治君） 市長の挨拶は終わりました。

それではこれもちまして平成 29 年 9 月寝屋川市議会定例会を閉会いたします。会期 19 日間にわたり慎重御審議を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

（午後 5 時 10 分 閉会）

---

#### ○出席事務局職員

事務局長	溝口 正博
課長	西川 明広
一般職員	上野 良太

---

以上、会議のてん末を記録し、相違ないことを

証するため、ここに署名する。

平成29年9月22日

寝屋川市議会議長 北川 健治

寝屋川市議会議員 廣岡 芳樹

寝屋川市議会議員 岡 由美